

# 障害者自立支援法等に係る担当者会議

## 次 第

平成20年5月22日(木)

13:30~16:30

三田共用会議所講堂

- 1 開会・あいさつ ..... 13:30~13:40
- 2 会議 ..... 13:40~15:00
  - (1) 利用者負担の軽減措置について
  - (2) 利用者負担に係るQ&Aについて
  - (3) 発注促進税制の成立について
- 3 質疑応答 ..... 15:00~16:00
- 4 閉会 ..... 16:00

※会議閉会后、利用者負担軽減に係る「相談コーナー」を講堂内に  
3カ所開設しますので、お気軽にお越し下さい。16:30頃まで

### <配付資料>

#### 次第及び配席図

- |      |                              |
|------|------------------------------|
| 資料 1 | 利用者負担の軽減措置について               |
| 資料 2 | 利用者負担に係るQ&Aについて              |
| 資料 3 | 障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担認定の手引き |

【平成20年7月暫定版】

- |        |               |
|--------|---------------|
| 参考資料 1 | 発注促進税制の成立について |
|--------|---------------|

障害者自立支援法等に係る担当者会議(利用者負担金関係)の配席図

入口

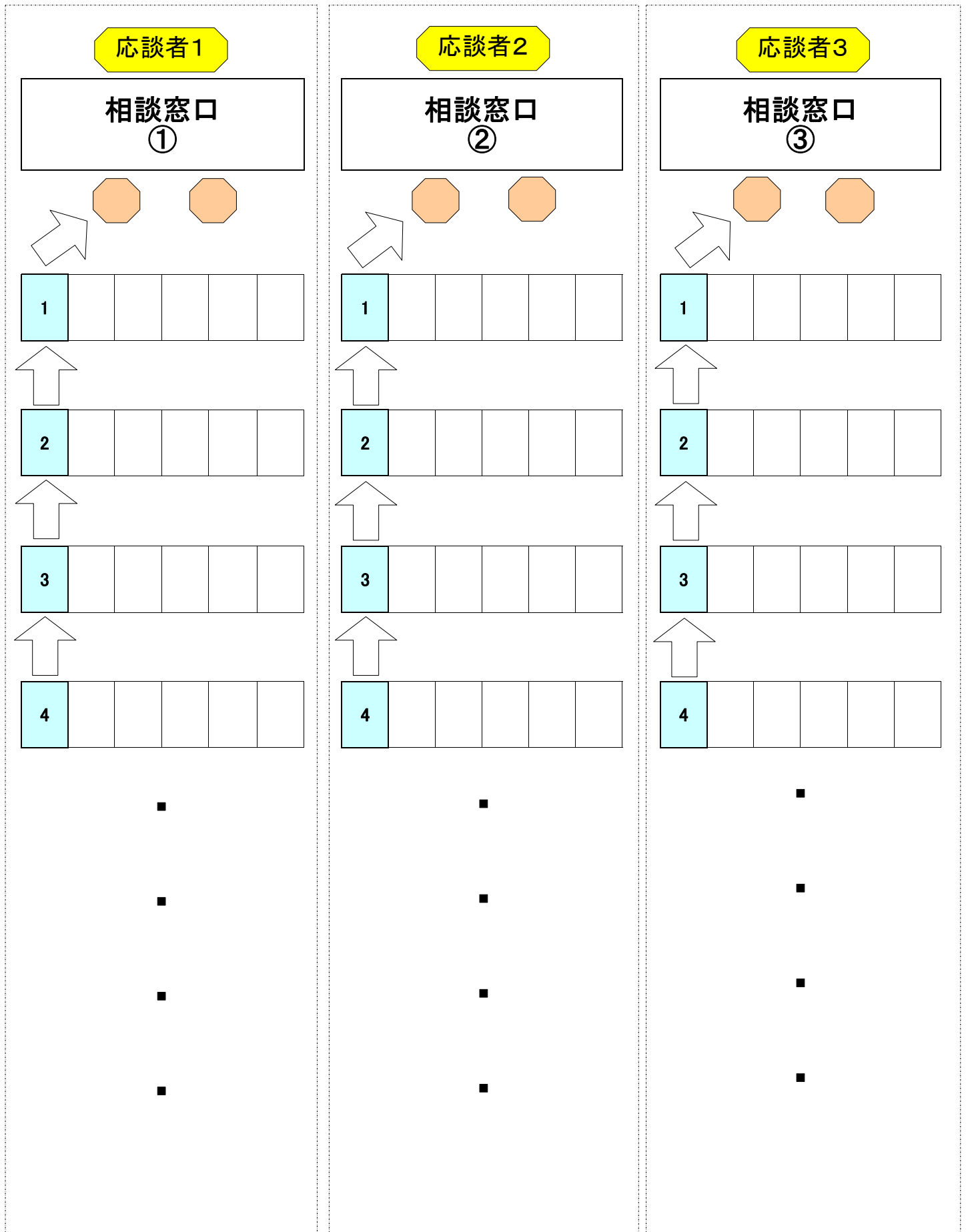
説明者

司会

1	北海道 (2名)	青森県 (1名)	岩手県 (1名)	宮城県 (2名)	秋田県 (1名)	山形県 (1名)	福島県 (1名)	茨城県 (2名)	栃木県 (1名)	群馬県 (2名)	埼玉県 (2名)	千葉県 (2名)		
2	岐阜県 (1名)	長野県 (2名)	山梨県 (2名)	福井県 (1名)	石川県 (2名)	富山県 (2名)	新潟県 (2名)	神奈川県 (3名)		東京都 (3名)				
3	岐阜県 (2名)	静岡県 (2名)	愛知県 (2名)	三重県 (2名)		滋賀県 (2名)		京都府 (2名)		大阪府 (1名)	兵庫県 (2名)	奈良県 (1名)	和歌山県 (2名)	
4	福岡県 (2名)	高知県 (2名)	愛媛県 (2名)	香川県 (1名)	徳島県 (2名)	山口県 (2名)	広島県 (1名)	岡山県 (2名)		島根県 (1名)		鳥取県 (3名)		
5	佐賀県 (1名)	長崎県 (2名)	熊本県 (2名)	大分県 (1名)	宮崎県 (1名)	鹿児島県 (2名)	沖縄県 (2名)	札幌市 (1名)		札幌市 (1名)	仙台市 (1名)	さいたま市 (2名)	千葉市 (2名)	
6	北九州市 (1名)	堺市 (2名)	神戸市 (1名)	京都市 (2名)	大阪市 (1名)	名古屋市 (1名)	浜松市 (2名)	静岡市 (2名)		新潟市 (2名)		川崎市 (2名)	横浜市 (2名)	
7	広島市 (2名)	福岡市 (1名)	旭川市 (1名)	函館市 (1名)	青森市 (1名)	盛岡市 (1名)	秋田市 (2名)	郡山市 (2名)	いわき市 (1名)	いわき市 (1名)	宇都宮市 (2名)	川崎市 (2名)	船橋市 (1名)	
8	東大阪市 (1名)	高槻市 (1名)	岡崎市 (2名)	豊田市 (2名)	豊橋市 (1名)	岐阜市 (1名)	長野市 (1名)	金沢市 (1名)	富山市 (1名)	相模原市 (1名)	相模原市 (1名)	横須賀市 (2名)	柏市 (2名)	船橋市 (1名)
9	西宮市 (1名)	姫路市 (1名)	奈良市 (2名)	和歌山市 (2名)	岡山市 (1名)	倉敷市 (1名)	福山市 (1名)	下関市 (1名)	松山市 (2名)	高知市 (1名)	久留米市 (1名)	長崎市 (1名)	熊本市 (2名)	宮崎市 (1名)
10												鹿児島市 (1名)	大分市 (2名)	
11														
12														

傍聴席

# 相談コーナー設置状況図 (会議終了後)



# 利用者負担の軽減措置について

平成20年5月22日

厚生労働省

障害保健福祉部障害福祉課

# 1. 利用者負担の軽減措置 (概要)

## 利用者負担の軽減措置について(概要①)

### 【1. 障害者に係る利用者負担の軽減】

- 低所得1及び2（非課税世帯）の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を1,500円（低所得2で居宅サービスを利用する場合は3,000円）まで軽減。

【居宅で生活する障害者の軽減後の負担上限月額】

所得区分	負担上限月額
低所得1	3,750円 → <b>1,500円</b>
低所得2	<p>【旧法指定施設に通う者又は生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けた者】（これらと併せて短期入所に係る支給決定を受けた者を含む。）</p> <p style="text-align: center;">3,750円 → <b>1,500円</b></p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者】</p> <p style="text-align: center;">6,150円 → <b>3,000円</b></p>

（注）一般世帯（所得割16万円未満）については、従前のおり9,300円。

- 20歳未満の施設入所障害者（18,19歳）については、これまでと同様に障害児に係る取扱いと同様に取り扱うこととし、軽減措置の対象を現行の所得割16万円未満から所得割28万円未満まで拡大した上で、負担上限月額をこれまでの半分程度に軽減。

【指定障害者支援施設若しくは旧法指定施設に入所する者又は療養介護に係る支給決定を受けた者（いずれも20歳未満の者に限る。）】

所得区分	負担上限月額
低所得1	7,500円 → <b>3,500円</b>
低所得2	12,300円 → <b>6,000円</b>
所得割 <b>16万円</b> 未満 ↓ 所得割 <b>28万円</b> 未満	18,600円 → <b>9,300円</b>

## 利用者負担の軽減措置について(概要②-1)

### 【2. 所得区分認定に係る世帯の範囲の見直し】

#### 〔基本的な考え方〕

- 障害者に係る障害福祉サービス、補装具、療養介護医療、加齢児に係る障害児施設給付及び障害児施設医療の負担上限月額を判定するための所得区分認定を行う際に、世帯ではなく「本人と配偶者」のみの所得で判断する。基本的な取扱いは「世帯の特例」の場合における取扱いを原則とする。
  - ※ 障害児に係る所得区分認定については、従前どおり世帯で判断する。
  - ※ 障害児の保護者が障害者である場合については、その障害児の保護者と配偶者の所得で判断する。
- 世帯の範囲の見直しについては、**通所施設・在宅サービス（グループホーム、ケアホームを含む。）を利用する場合は、18歳以上の者について適用**することとし、**入所施設を利用する者については、20歳以上の者について適用**することとする。なお、補装具については、18歳以上の者について適用することとする。
- なお、障害者自立支援法附則第2条及び政令附則第3条により障害者とみなされる場合についても同様の取扱いとし、通所施設・在宅サービスを利用する場合は18歳未満であっても世帯の範囲の見直しを適用することとし、入所施設を利用する場合は20歳以上の者でなければ、当該世帯の範囲の見直しは適用しない取扱いとなる。

#### 〔資産要件〕

- 障害福祉サービスに係る利用者負担の軽減措置を行う際に、資産要件を満たすことが要件となっているが、この**資産要件についても、世帯ではなく「本人及び配偶者」のみの資産で判断する**こととする。
  - 具体的には、単身世帯（配偶者がいない）の場合、障害者本人の預貯金等が500万円以下の場合に軽減措置の対象となり、配偶者がいる場合、障害者本人（配偶者がいる場合かつ当該配偶者が主たる生計維持者である場合は障害者本人及び配偶者）の預貯金等が1,000万円以下の場合に軽減措置の対象となる。
- なお、支給決定障害者（及び配偶者）と同じ住民票上の世帯において世帯を構成する者がいる場合については、改正前と同様に住民票の主たる生計維持者の預貯金等と本人の預貯金等の合計（主たる生計維持者が本人である場合は本人のみ）で1,000万円以下の場合にも軽減措置の対象となることとする。

## 利用者負担の軽減措置について(概要②-2)

### 〔個別減免〕

- 施設入所者等に係る個別減免については、障害者本人の収入、資産等の状況のみで簡易に負担能力を判断できることを要件とするため、住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合は、原則として、個別減免の対象としない取扱いとしていたが、今般の世帯の個人単位化に伴い、**住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合（配偶者が同一の住民票にある場合を除く。）であっても、個別減免の対象として差し支えない。**  
また、**療養介護等医療型個別減免を受ける者についても、世帯の範囲の見直しが行われることから、同様の取扱いとして差し支えない**（加齢児が障害児施設医療を受ける場合についても同じ。）。

### 〔高額障害福祉サービス費〕

- 世帯の範囲の見直しを行った場合の高額障害福祉サービス費の取扱いについては、従前の「**世帯の特例**」における**取扱いとすることを原則**とし、合算の範囲についても障害者本人及び配偶者とする。
- また、「世帯の特例」における介護保険のサービスとの合算の特例が原則となることから、世帯の範囲を見直すことにより利用者負担世帯合算額の対象となる介護保険の負担額が、高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合は、当該高額障害福祉サービス費算定基準額までを合算の対象とする。
- なお、同一世帯に障害者と障害児がいる場合、①**障害児の利用者負担に係る高額の合算の範囲は障害者を対象として計算**することとするが、②当該**障害者の利用者負担に係る高額の合算の範囲に障害児は含まない**こととする。

### 〔その他〕

- 障害者自立支援法第31条及び同施行規則第32条により、世帯の生計を主として維持する者に係る財産の著しい損害等の特別の事情が規定されているが、ここでいう「世帯」についても、原則として障害者及び配偶者で判断することとする。



# 利用者負担の軽減措置について

概要②-1別添

## 【所得区分認定に係る世帯の範囲の見直しの対象】

- 所得区分認定に係る世帯の範囲の見直しについては、①障害者に係る障害福祉サービスの負担上限月額、②障害者に係る療養介護医療の負担上限月額、③障害者（加齢児を含む。）に係る補装具費の負担上限月額、④加齢児に係る障害児施設給付の負担上限月額、⑤加齢児に係る障害児施設医療の負担上限月額、を算定する際の所得について適用することとし、この場合に**障害者（加齢児）本人及び配偶者の所得で判断**する。

【○：見直しの対象、×：対象外】

	障害福祉サービス (障害児施設給付)	療養介護医療 (障害児施設医療)	補装具	自立支援医療
障害者（在宅）：18歳以上	○	—	○	×
障害者（施設）：20歳以上	○	○	○ (18歳以上)	×
加齢児（在宅）：18歳以上	○	○	○	×
加齢児（施設）：20歳以上	○	○	○ (18歳以上)	×
障害児	×	×	×	×

※ この表における「在宅」には、グループホーム及びケアホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者を含む。

## 利用者負担の軽減措置について(概要③)

### 【3. 障害児に係る利用者負担の軽減】

- 低所得1及び2（非課税世帯）の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を1,500円（低所得2で居宅サービスを利用する場合は3,000円）まで軽減。
- また、利用者負担の軽減措置の対象を現行の所得割16万円未満から所得割28万円未満まで拡大した上で、負担上限月額をこれまでの半分程度に軽減。

【居宅で生活する障害者の軽減後の負担上限月額】

所得区分	負担上限月額
低所得1	3,750円 → <b>1,500円</b>
低所得2	【指定知的障害児施設等に通う者】 3,750円 → <b>1,500円</b>
所得割 <b>16万円</b> 未満 ↓ 所得割 <b>28万円</b> 未満	9,300円 → <b>4,600円</b>

- 指定知的障害児施設等に入所する者についても、利用者負担の軽減措置の対象を現行の所得割16万円未満から所得割28万円未満まで拡大した上で、負担上限月額をこれまでの半分程度に軽減。

【指定知的障害児施設等に入所する者】

所得区分	負担上限月額
低所得1	7,500円 → <b>3,500円</b>
低所得2	12,300円 → <b>6,000円</b>
所得割 <b>16万円</b> 未満 ↓ 所得割 <b>28万円</b> 未満	18,600円 → <b>9,300円</b>

## 2. 資産要件の取扱い

## 世帯の範囲の見直しに伴う資産要件の取扱いについて①

○ 世帯の範囲の見直し後における資産要件の取扱いについては以下のとおり。

障害児・者	世帯構成	資産の対象	基準額
障害者	単身世帯 (配偶者がいない場合)	障害者本人	500万円以下
	配偶者がいる場合 (障害者本人が主たる生計維持者の場合)	障害者本人	1,000万円以下
	配偶者がいる場合 (配偶者が主たる生計維持者の場合)	障害者本人＋主たる生計維持者である配偶者	1,000万円以下
障害児 <b>【変更なし】</b>	障害児の保護者のほかに住民票上同一世帯に属する者がいる場合 (障害児の保護者が主たる生計維持者の場合)	障害児の保護者	1,000万円以下
	障害児の保護者のほかに住民票上同一世帯に属する者がいる場合 (障害児の保護者以外の者が主たる生計維持者の場合)	障害児の保護者＋主たる生計維持者である者	1,000万円以下

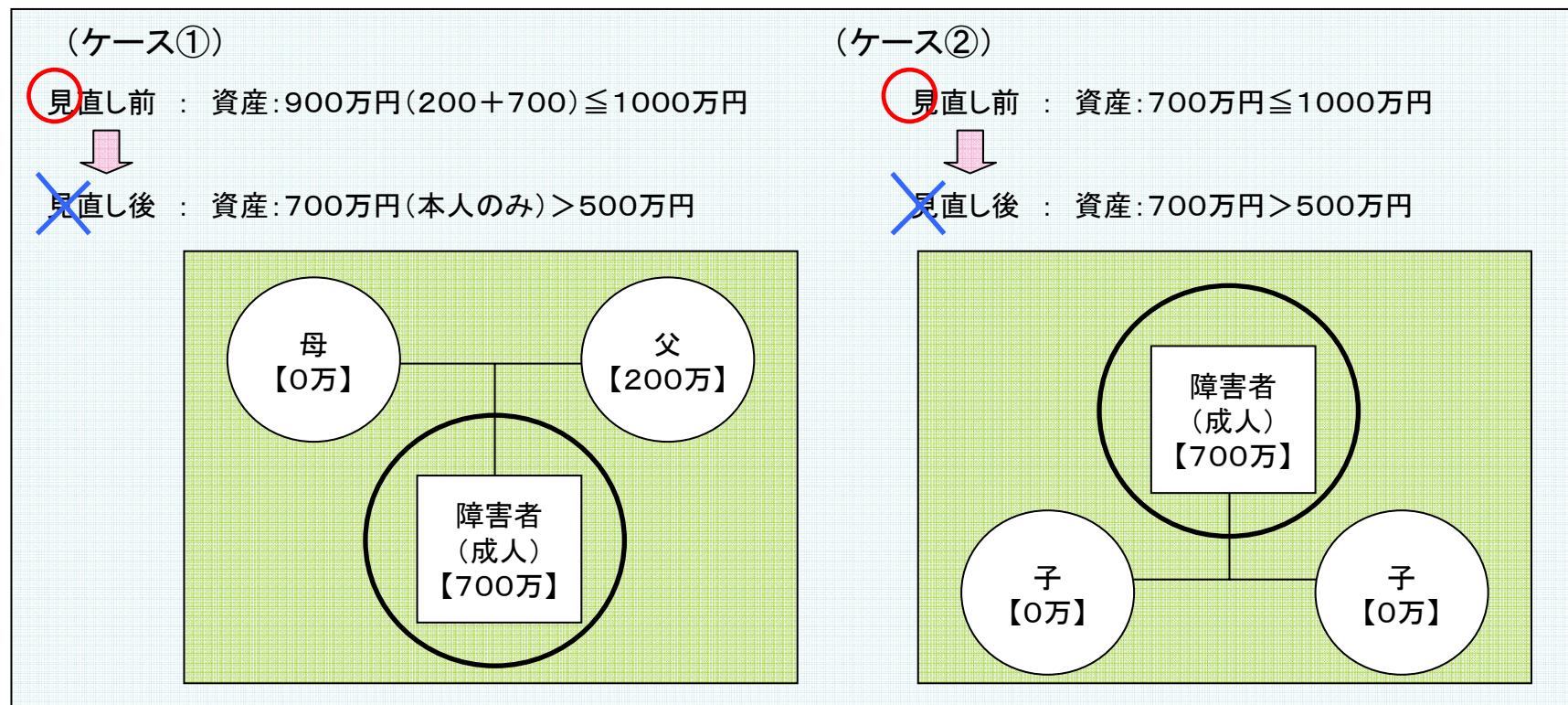
※1 障害者の「単身世帯」は、同一住民票に他の構成員がいる場合であっても、世帯の範囲の見直しにより障害者本人のみを勘案する場合を含む。

※2 収入の最も多い者を「主たる生計維持者」とするが、事務の簡素化の観点から、住民票上の世帯主を同者とできることについては、従前と同様。

※3 改正前と同様に住民票の主たる生計維持者の資産と本人の資産の合計(主たる生計維持者が本人である場合は本人のみ資産)で1,000万円以下の場合にも軽減措置の対象とする。

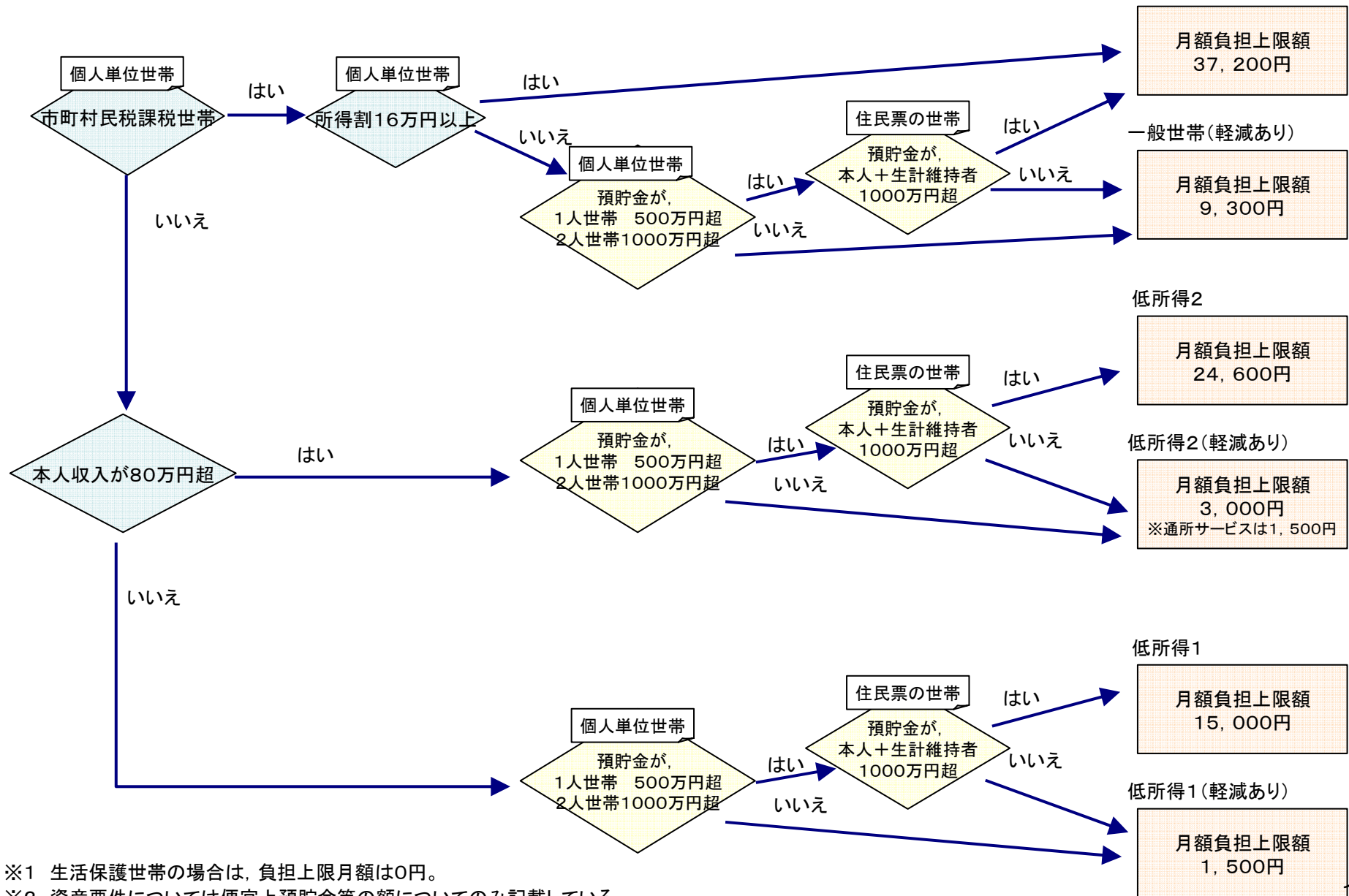
## 世帯の範囲の見直しに伴う資産要件の取扱いについて②

- 世帯の範囲の見直しに伴い、所得区分認定に係る資産要件の取扱いについても本人のみ（配偶者が主たる生計維持者の場合は本人及び配偶者）の資産を勘案することとなり、本人のみ（単身）となる場合の資産要件は500万円以下、配偶者がいる場合の資産要件は1000万円以下となる。
- 当該見直しの結果、例えば、①預貯金700万円の障害者が預貯金200万円の両親と暮らしている場合、②預貯金700万円の障害者の父親（配偶者なし）に2人の子どもがいる場合、などについて、これまで適用されていた利用者負担の軽減措置が受けられないケースが生じる。



- このため、支給決定障害者（及び配偶者）と同じ住民票上の世帯において世帯を構成する者がいる場合については、改正前と同様に、住民票の主たる生計維持者の資産と本人の資産の合計（主たる生計維持者が本人である場合は本人のみ資産）で1,000万円以下の場合にも軽減措置の対象となることとする。

# (参考)利用者負担の軽減措置に係るフローチャート



※1 生活保護世帯の場合は、負担上限月額は0円。  
 ※2 資産要件については便宜上預貯金等の額についてのみ記載している。

## その他資産要件の取扱いの変更について

- 今般の緊急対策では、これまでの特別対策による負担上限月額をさらに半分程度に引き下げるなどの措置を行うこととしており、この結果、**利用者負担の軽減措置を受けられる場合と受けられない場合の負担の違いが極めて大きく**なっている。
- 現在、利用者負担の軽減措置を受けるためには、資産価値の高低にかかわらず、扶養義務者が居住している家屋又は土地以外の資産を所有してはならないものとされている（※）ため、**資産要件において測るべき負担能力と軽減措置の関係において著しくバランスを欠く**場合が生じる。
- このため、扶養義務者が居住している家屋又は土地以外の資産を有している場合についても、軽減措置の対象とすることとし、社会通念上、**利用者負担の軽減の対象とするには不適切であると考えられるような高価な資産を保有していると市町村が認定した場合について、軽減措置の対象外とする**取扱いとするものとする。
- なお、利用者負担の軽減措置の対象とするには不適切であると考えられるような高価な資産かどうかの判断については、軽減措置を申請している者が軽減措置を受けるに相応しいかという観点等から、個別の状況を勘案の上、市町村において適切に判断いただきたいと考えている。

【※：参照条文（障害者自立支援法施行規則附則第6条第1項第2号等）】

### 附則第6条

- 二 当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（当該世帯の生計を主として維持する者に限る。）が、その扶養義務者がその居住の用に供する家屋又は土地以外に資産を所有していないことにつき、市町村が認定したこと。

### 3. 医療型個別減免

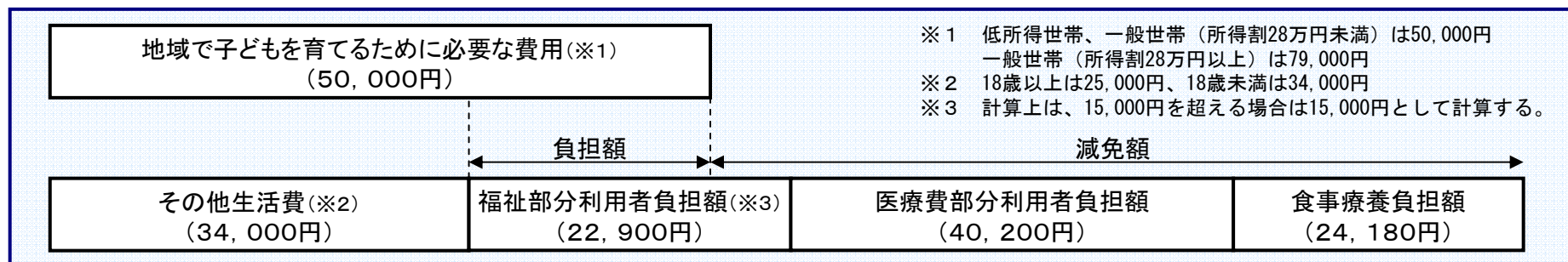


## 医療型個別減免の取扱いについて

### 【20歳未満施設入所者に係る医療型個別減免】

- 今般の緊急措置により、20歳未満施設入所者に係る医療型個別減免についても、福祉部分に係る負担上限月額が引き下がることとなる。これ以外の取扱いについては従前と同じ。

＜具体例＞重症心身障害児施設利用者（平均事業費：福祉22.9万円、医療41.4万円）、低所得2の場合



### 【従前の負担額】

負担額：50,000円－34,000円＝**16,000円**【福祉部分**15,000円**、医療部分1,000円、食事療養部分0円】

↓  
**13,300円**

↓ ※計算後、福祉部分の負担上限額を引下げ  
**12,300円**（**特別対策後**（低所得2）の負担上限月額）

### 【見直し後の負担額】

負担額：50,000円－34,000円＝**16,000円**【福祉部分**15,000円**、医療部分1,000円、食事療養部分0円】

↓  
**7,000円**

↓ ※計算後、福祉部分の負担上限額を引下げ  
**6,000円**（**緊急措置後**（低所得2）の負担上限月額）

### 【20歳以上施設入所者に係る医療型個別減免】

- 障害福祉サービス及び療養介護医療費、20歳以上加齢児に係る障害児施設給付及び障害児施設医療に係る所得区分認定について、世帯全体でなく本人及び配偶者の所得で判定する。これ以外の取扱いについては従前と同じ。

## 4. 高額障害福祉サービス費

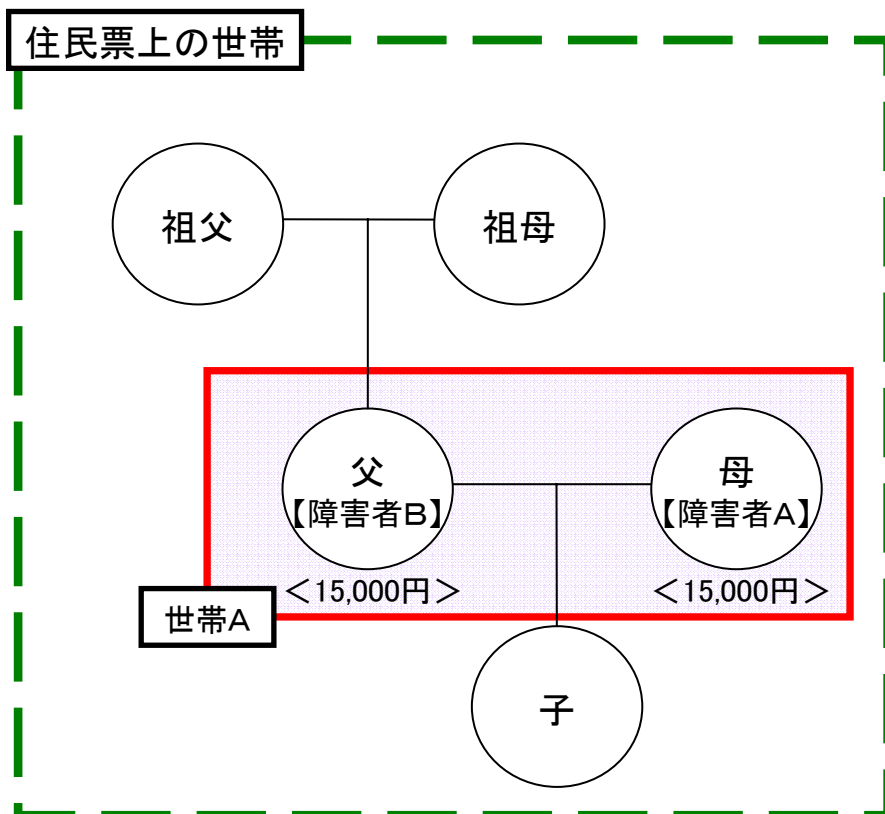
## 高額障害福祉サービス費の取扱いについて①

- 世帯の範囲の見直しに伴い、**高額障害福祉サービス費を算定する世帯合算の範囲についても、本人及び配偶者を対象とする。**

### 【具体例①】

低所得1の世帯(世帯A)で、障害福祉サービスを利用している障害者A、Bがそれぞれ上限額の15,000円まで利用している場合。なお、利用者負担の軽減措置は受けないものとする。

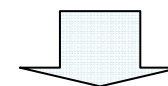
※低所得世帯(世帯A)の基準額は24,600円



### 【従来の計算】

Aの高額障害福祉サービス費：  
 $(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$

Bの高額障害福祉サービス費：  
 $(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$



### 【見直し後】

**従来の計算と同じ。**

Aの高額障害福祉サービス費：  
 $(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$

Bの高額障害福祉サービス費：  
 $(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$

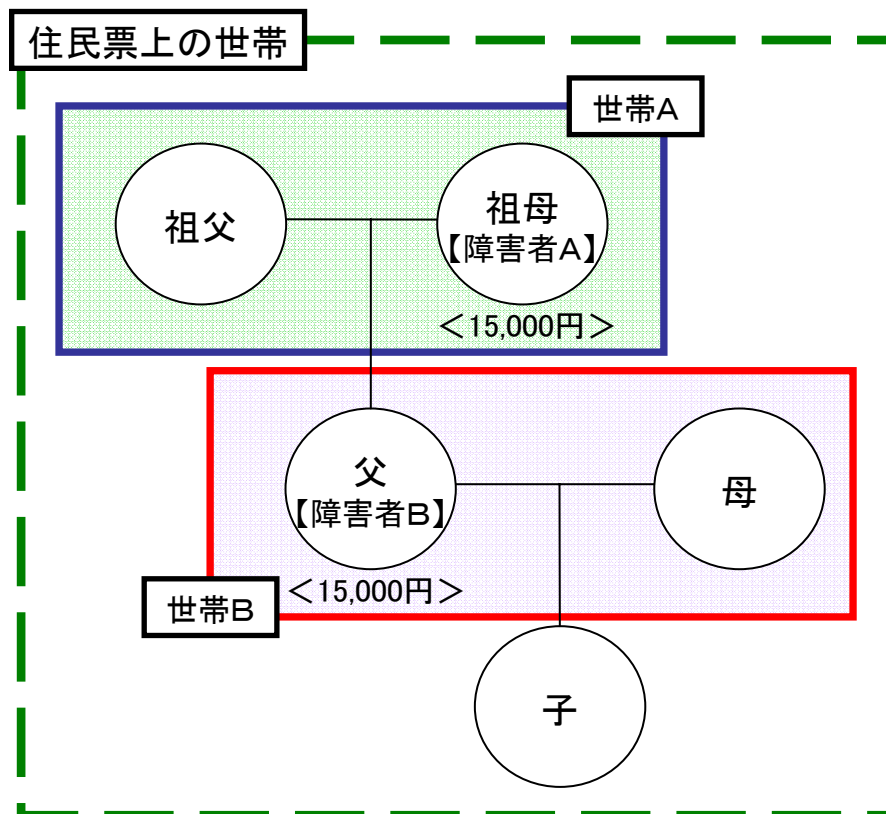
## 高額障害福祉サービス費の取扱いについて②

- 世帯の範囲の見直しに伴い、**高額障害福祉サービス費を算定する世帯合算の範囲についても、本人及び配偶者を対象**とする。このため、これまで高額障害福祉サービス費の算定対象となっていた者が対象外となる場合が生じる。

### 【具体例②】

低所得1の世帯で、障害福祉サービスを利用している障害者A、Bがそれぞれ上限額の15,000円まで利用している場合。なお、世帯A、世帯Bそれぞれ低所得1(上限額は15,000円)であり、いずれも軽減措置は受けないものとする。

※低所得世帯の基準額は24,600円

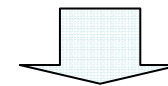


### 【従来の計算】

Aの高額障害福祉サービス費：  
 $(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$

Bの高額障害福祉サービス費：  
 $(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$

※住民票上の世帯の負担：  
 $(15,000円 + 15,000円) - (2,700円 + 2,700円) = 24,600円(基準額)$



### 【見直し後】

**高額障害福祉サービスの対象とならない。**

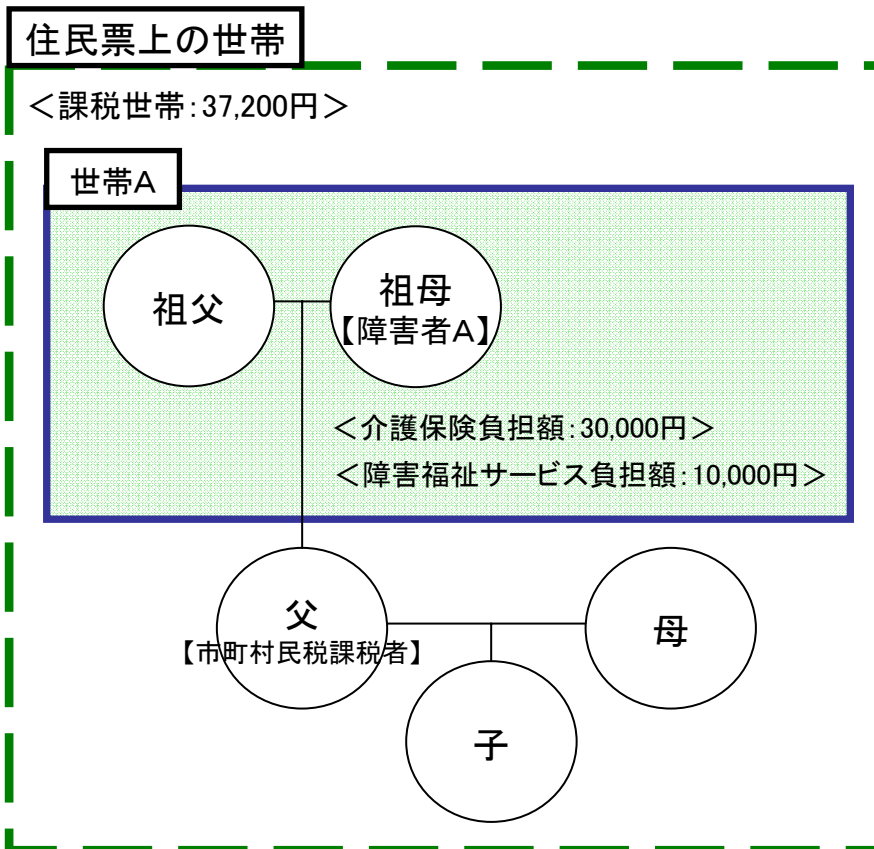
※住民票上の世帯の負担：  $15,000円 + 15,000円 = 30,000円$

## 高額障害福祉サービス費の取扱いについて③

- 世帯の範囲の見直しに伴い、介護保険における基準額と障害福祉サービスに係る基準が異なる場合については、これまでの「**世帯の特例**」と同様の取扱いとする。

### 【具体例③】

住民基本台帳上の同一の世帯に市町村民税課税者がいるため、介護保険における基準額は37,200円（市町村民税課税世帯）となるが、障害福祉サービスについては、世帯の範囲の見直しに伴い24,600円（市町村民税非課税世帯（低所得2））となる場合。

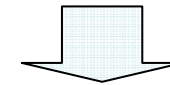


### 【見直し後の計算】

障害者Aに係る利用者負担世帯合算額:イとロの合算額

イ: 24,600円（介護保険の負担は30,000円となるが、**合算の対象とする場合には、24,600円（世帯の基準額）まで引き下げて計算。**

ロ: 10,000円（障害福祉サービスに係る負担）



障害者Aの高額障害福祉サービス費:

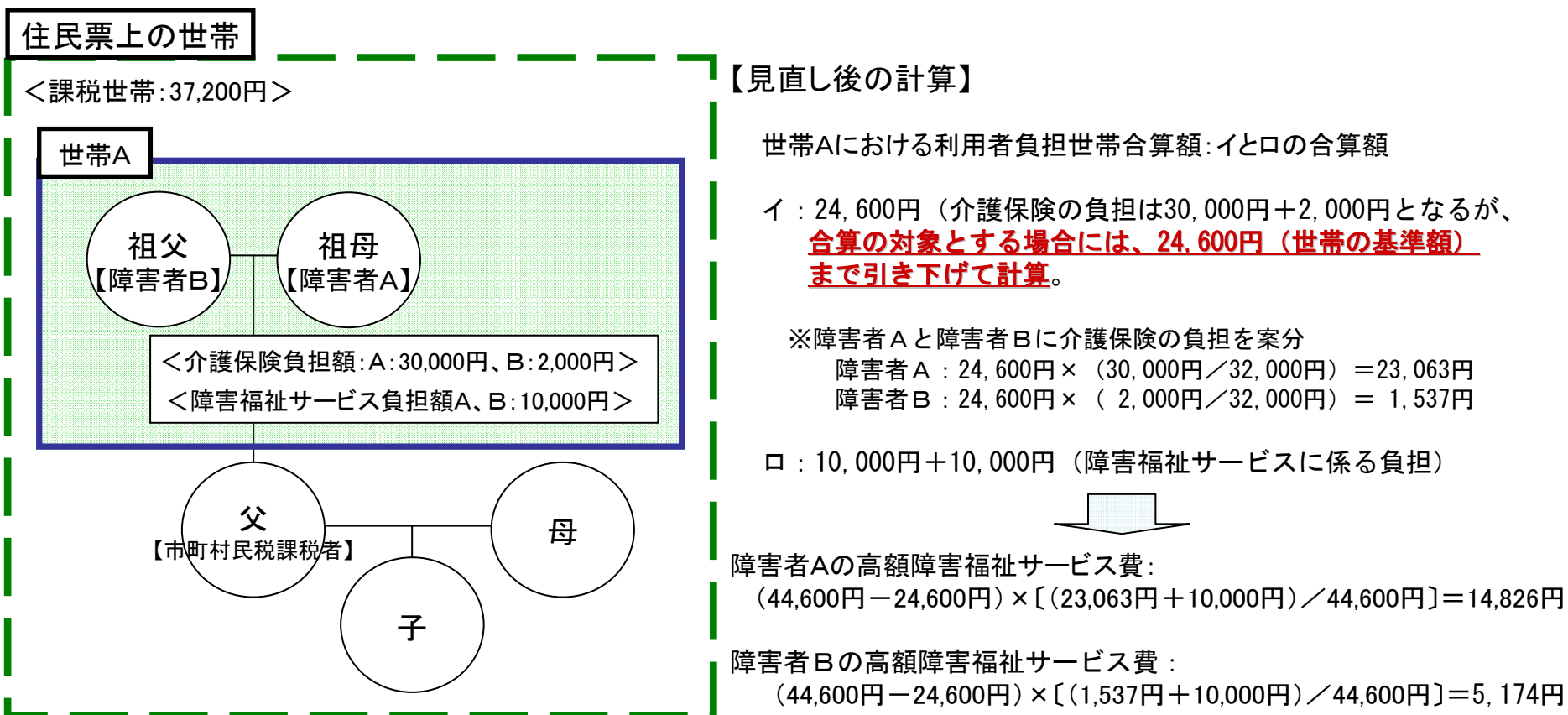
$$(24,600円 + 10,000円) - 24,600円 = 10,000円$$

## 高額障害福祉サービス費の取扱いについて④

- 世帯の範囲の見直しに伴い、介護保険における基準額と障害福祉サービスに係る基準が異なる場合については、これまでの「**世帯の特例**」と同様の取扱いとする。障害者及び当該障害者の配偶者である障害者がそれぞれ介護保険のサービスと障害福祉サービスを利用する場合についても同様である。

### 【具体例④】

住民基本台帳上の同一の世帯に市町村民税課税者がいるため、介護保険における基準額は37,200円（市町村民税課税世帯）となるが、障害福祉サービスについては、世帯の範囲の見直しに伴い24,600円（市町村民税非課税世帯（低所得2））となる場合で、障害者及び配偶者の双方が介護保険におけるサービスと障害福祉サービスを利用している場合。

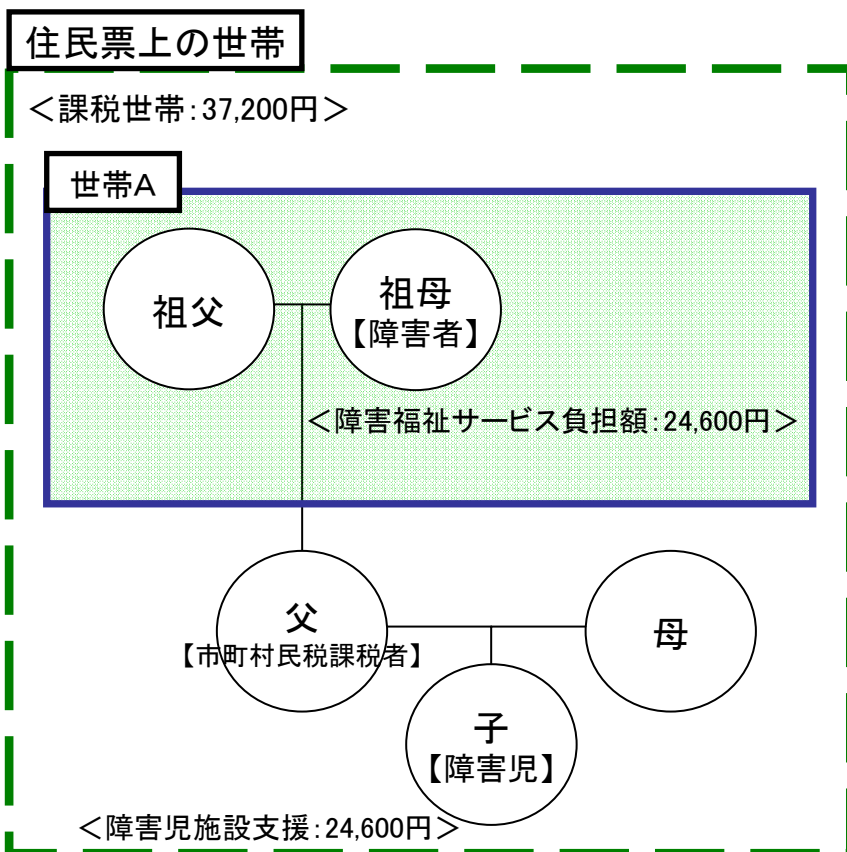


## 高額障害福祉サービス費の取扱いについて⑤

- 住民基本台帳上の同一の世帯に障害者と障害児がいる場合に係る障害児の高額合算の範囲については、当該障害者を対象に含め、世帯全体で計算することとする。ただし、当該障害者の利用者負担に係る高額の合算の範囲に障害児は含まれない。

### 【具体例⑤】

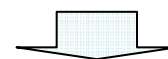
住民基本台帳上の同一の世帯に市町村民税課税者がいるため、障害児施設支援における基準額は37,200円（市町村民税課税世帯）となるが、世帯Aにおける障害福祉サービスについては、世帯の範囲の見直しに伴い24,600円（市町村民税非課税世帯（低所得2））となる場合。



### 【従来の計算】

障害者の高額障害福祉サービス費：  
 $(24,600円 + 24,600円 - 37,200円) \times (24,600円 / 49,200円) = 6,000円$

障害児の高額障害福祉サービス費：  
 $(24,600円 + 24,600円 - 37,200円) \times (24,600円 / 49,200円) = 6,000円$



### 【見直し後の計算】

世帯Aにおける障害者  
 → **高額障害福祉サービスの対象とならない。**

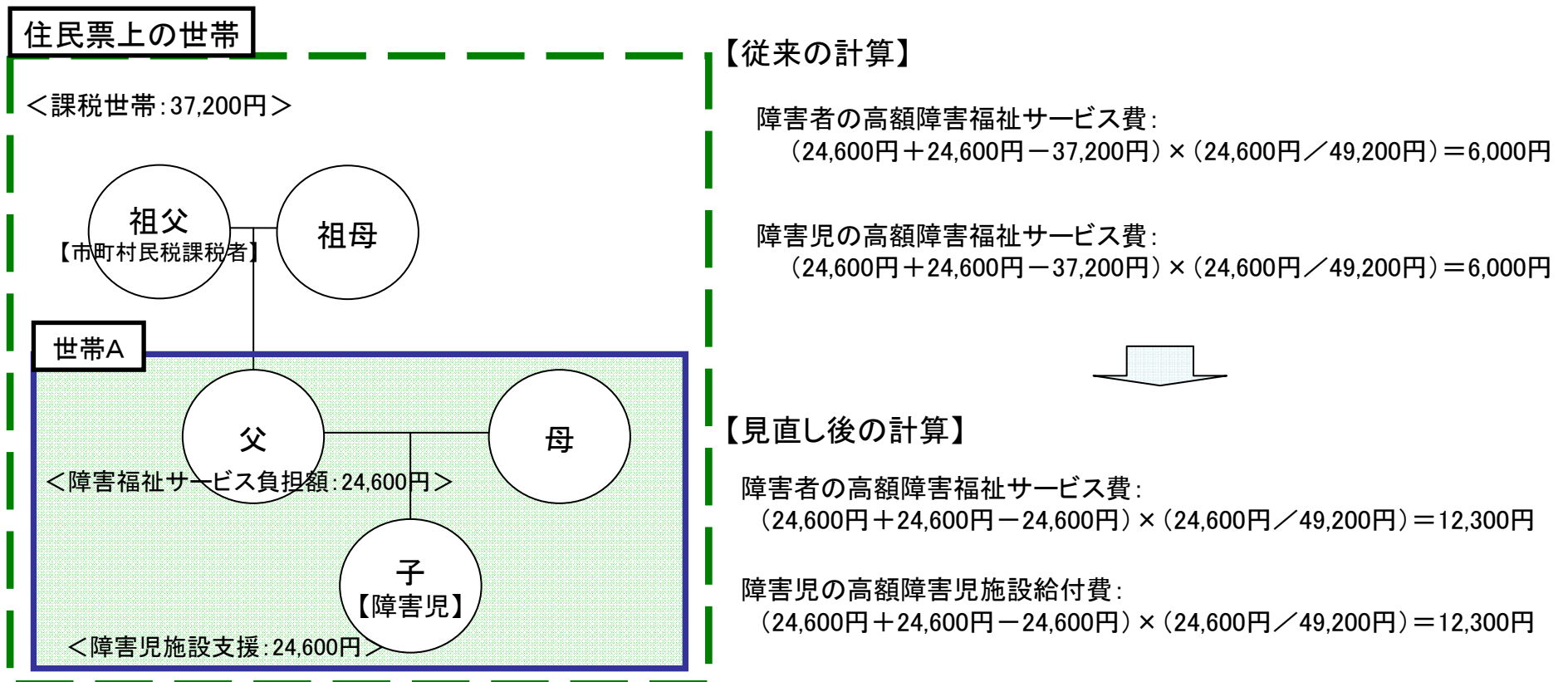
障害児の高額障害児施設給付費: **変更なし**  
 $(24,600円 + 24,600円 - 37,200円) \times (24,600円 / 49,200円) = 6,000円$

## 高額障害福祉サービス費の取扱いについて⑥

- 住民基本台帳上の同一の世帯に障害者と障害児がいる場合に係る障害児の高額合算の範囲については、当該障害者を対象に含め、世帯全体で計算することとする。ただし、障害児の親が障害者である場合については、当該障害者及び配偶者で計算することとする。

### 【具体例⑥】

住民基本台帳上の同一の世帯に市町村民税課税者がいるが、障害児の保護者が障害者であり、世帯Aにおける基準額が世帯の範囲の見直しに伴い24,600円（市町村民税非課税世帯（低所得2））となる場合。





# 5. 税制の取扱い

## 税制改正による「所得割」の取扱いについて

- 三位一体改革による税源移譲に伴い、所得税から控除しきれなくなった住宅ローン減税額を市町村民税から控除する「住宅借入金等特別税額控除」が、平成20年度分以降の市町村民税について適用されることとなっているが、利用者負担の軽減措置の対象者を判定する際の「所得割」等の適用については、**当該基準が利用者の負担能力を考慮する趣旨で設けられている観点から判断する必要がある**。
- このため、当該「**所得割(※)**」の適用に当たっては「**住宅借入金等特別税額控除**」による**税額控除前の所得割額で判定を行う**こととする。なお、平成21年度分以降の市町村民税について適用される「ふるさと納税」（税額控除制度）についても同様の取扱いとするが、今般の措置とは別途措置することとする。
  - ※障害福祉サービス、障害児施設サービスのみならず、自立支援医療、補装具の利用者負担に係る判定についても適用。
- 以上の取扱いは、平成20年7月以降の利用者負担（平成20年度分以降の課税資料を使用する場合）において適用する。
- なお、外国税額控除、配当控除等既存の税額控除制度については、これまで「所得割」の判定に当たり、税額控除後の額で判定する取扱いとしていたことにかんがみ、これまでどおりの取扱いとする。

### 【具体例】

<市町村民税所得割額＝27万円、「ふるさと納税」での市町村民税控除額1.5万円>のケース  
 ⇒ 税額控除前の28.5万円を所得割額として軽減措置の判定を行う。

### 【参 考】

税額控除の種類	条項	内容
ふるさと納税※	地方税法第314条の7	市町村等への寄付金について、寄付金から5千円を控除した額を住民税から控除するもの
住宅借入金等特別税額控除	地方税法附則第5条の4	三位一体改革による税源移譲に伴い、所得税で控除しきれなくなった住宅ローン減税額を住民税から控除するもの

※「ふるさと納税」は平成21年度分以降の個人住民税について適用される。

**利用者負担に係るQ&A**  
**【障害者自立支援法等に係る担当者会議(H20.5.22開催)】**

質問自治体	項目	質問内容	回答
福岡市・鹿児島市	世帯の範囲	18歳、19歳の施設入所者(=保護者の世帯)と18歳、19歳のグループホーム、ケアホーム入居者(=個人単位)の世帯の取り扱いを違える理由を教えてください。 また、宿泊型自立訓練、知的障害者通動寮の利用者について、グループホーム、ケアホーム利用者と同様に、18歳以上の者を個人単位として所得段階区分を認定してよろしいか。	グループホーム・ケアホーム入居者については、その収入・支出の状況が施設入所者と同様の事情にあることから、施設入所者と同様の取り扱いとしているが、地域で働きながら暮らしている者が多い実態を踏まえ、在宅者と同じく個人単位としたところ。(20歳未満の施設入所障害者については、民法上、保護者に障害者を監護する義務があることを考慮し、親等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して、決定する取扱いをしているところ(障害児と同じ取扱い:利用者負担マニュアル)であり、今後もこの取扱いのとおりとすることとしている。なお、この場合の負担上限月額額の算定については、一般世帯の減免対象についても、障害児の取扱いと同じく所得割28万円の区分を設けることとする。) また、宿泊型自立訓練及び知的障害者通動寮の利用者についても、グループホーム・ケアホーム利用者と同様に、18歳以上の者を個人単位として認定して差し支えない。
岐阜市	世帯の範囲	住民票の構成が、「本人A:障害者」、「Aの配偶者」、「Aの子供:障害児」、「Aの父母」である場合、 →Aがサービスを利用する場合の「世帯範囲」は、「A」及び「Aの配偶者」 →Aの子供がサービスを利用する場合の「世帯範囲」は、住民票どおり。 と解釈しているが間違いないか。念のため、再度確認させていただきたい。	前段については、お見込みのとおり。 後段については、7月の改正において「施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者にあつては、当該支給決定障害者等及びその配偶者に限る。」とする予定であり、障害児Aについても、本人A及びAの配偶者の収入で負担上限月額を判断することとなる(4月18日Q&A参照)。
新潟県・鳥取県	世帯の範囲	今回、世帯の範囲が見直しされることに伴い、従来からあった世帯の範囲の特例対象者について、同一世帯に属する他の者の、①地方税法上の扶養控除の対象、②健康保険の被扶養者にするように変更の手続きを行っても問題はないか。	7月の改正において、令17条第3項(世帯の特例に関する規定)を削除するものであるため、「世帯の特例」の要件に関わらず、世帯の範囲は見直されることとなる。
大阪府・高知市	世帯の範囲	障害児の保護者(夫婦のうちどちらか1人)が単身赴任等により別居している場合は世帯をどのように判断するのか。同一の世帯に属するとは具体的にどういうことを指すのか。	「同一の世帯に属する」とは、原則、住民基本台帳上、同一世帯であるかどうかにより、判断される。ただし、障害児の保護者が単身赴任しており、住民票を移しているような場合については、単身赴任している保護者についても、障害児と同一世帯であるとみなして世帯の範囲を認定する。 これは、障害児の属する世帯の所得の認定に当たり、保護者のうち、どちらの親の監護の下にあるかによって、所得区分認定が異なることによる不公平さを解消するための取扱いである。従って、児童の保護者のみに適用される取扱いであることに留意されたい。
東京都	世帯の範囲	世帯範囲の見直しにより、本人だけの場合には1人世帯、配偶者がいる場合には2人世帯として利用者負担を設定することになったが、夫婦がいずれも障害者の場合も2人世帯として考えるのか。	お見込みのとおり。
群馬県・静岡市	資産要件	資産要件について、配偶者が主たる生計維持者である場合には、障害者本人と生計維持者たる配偶者の有する預貯金との合算を行うことが示されたが、主たる生計維持者たる配偶者が、預貯金の他に居住用以外の不動産又は高額資産を有していたとしても、判断の対象は主たる生計維持者たる配偶者の預貯金のみと解してよいか。	居住用以外の不動産又は高額資産についても規則附則第6条第2項第2号の規定により、障害者及び主たる生計維持者たる配偶者が「その居住の用に供する家屋又は土地以外に資産を所有していないことにつき、市町村が認定」していない資産を有する場合には、減免の対象外となる。 なお、資産の範囲については、著しく高価でない市町村が認めた不動産については、扶養義務者が居住している家屋又は土地以外の資産についても所有できるよう省令改正を行う予定である。
埼玉県、神戸市	資産要件	利用者負担Q&A(H20.4.18事務連絡)の2ページ目のQ&Aを踏まえると、次のような事例について、①は軽減対象、②は軽減対象外と判断されるが間違いないか。 ＜事例①＞ 夫(障害者、主たる生計維持者)→収入:年金のみ。預貯金:600万円。 妻→収入:年金のみ。預貯金:500万円 預貯金合計:1,100万円 ＜事例②＞ 夫(主たる生計維持者)→収入:年金のみ。預貯金:500万円。 妻(障害者)→収入:年金のみ。預貯金:600万円 預貯金合計:1,100万円	お見込みのとおり。 なお、事例②については、見直し前においても軽減措置の対象とはならない。
東京都	事務手続	20年7月以降行う所得区分認定の適用期間は、今回の緊急措置が適用される者についてはH21.3.31までであるが、軽減措置の対象外の者は、これを越えて本来の認定期間までとして差し支えないか。	お見込みのとおり。

質問自治体	項目	質問内容	回答
静岡県・奈良県・岡山県	事務手続	今回の利用者負担金の見直しについて、申請によらず、職権で所得区分認定を変更することは可能か。また、職権で対応できるとした場合、世帯範囲の見直しにより、所得区分が「一般」から「非課税世帯」になった場合、低所得1か2を判断するために必要な年金等の情報については、本人から資料の提出を受け、対応することによいか。	原則として世帯の見直しによる所得区分の変更を行う場合については、本人による申請を必要とするが、既に把握している書類を用いる場合には、申請を受けずに職権で認定することとしても差し支えない。 なお、既存の資料の他に新たに把握・確認が必要な資料がある場合について、これを追加で求めることとなるが、この場合についても職権で認定して差し支えない。
山梨県・船橋市	事務手続	変更申請がない場合の負担額の取り扱いについては、新負担額の設定を行わず、従前のままでよいか。	区分の変更申請が無い場合についても、負担上限月額の変更(低所得1の例:3,750円→1,500円)が必要となる。
神奈川県・大阪府・鹿児島市	事務手続	利用者負担Q&A(H20.4.18事務連絡)において、受給者証に「軽減措置が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする。」等の記載することが可能と示されたが、逆に、利用者負担の適用期間を平成21年度以降の日付にして、備考欄に「軽減措置が延長されなかった場合には、平成21年3月31日までとする。」との記述を受給者証に記載することも差し支えないか。	各市町村の判断で記載していただいて差し支えない。
岡山県	事務手続	所得区分や世帯の見直しに伴い、「支給決定有効期間内」の障害者の方が新たに支給決定の申請を行った場合(利用するサービスを変更する等)には、7月から新たな支給決定を行ってもよいか。	お見込みのとおり。 ただし、負担上限月額の変更のみの場合については、現在の支給決定期間内を限度として、負担上限月額のみを変更を行うこととなる。
山形県・東京都	事務手続	平成20年9月末で支給決定期間が満了する場合について、平成20年10月からの支給決定の際に、7月で認定済みの課税資料に基づいて、申請に基づかず職権で認定しても差し支えないか。	7月の認定のために使用した課税資料が、平成19年度の課税資料である場合には、平成20年度の課税資料についての申請が必要になる。 一方で、7月の認定につき平成20年度の課税資料を利用した場合には、職権により既存の課税資料を利用して認定しても差し支えない。
神奈川県・大阪府・柏市	軽減措置	利用者負担金制度には、通所・在宅サービス利用者の負担軽減の他に、個別減免や食事提供体制加算等があるが、それらの軽減措置は、いつまで継続されるのか。また、利用者負担Q&A(H20.4.18事務連絡)において、受給者証に「軽減措置が延長された場合は平成〇年〇月〇日までとする。」等の記載することが可能と示されたが、食事提供体制加算についても同様に扱ってよいか。	現行の法令上、緊急措置、個別減免及び食事提供体制加算については平成21年3月31日までの時限措置である(令第11条第1項及び第2項)。 また、受給者証における食事提供体制加算の記述についてはお見込みのとおり。
大阪府・柏市	軽減措置	利用者負担Q&A(H20.4.18付P1)で、世帯範囲の見直しは、食事提供体制加算の対象も同様の取扱いとあるが、障害児の場合には所得割額28万未満の世帯が対象ということか。	お見込みのとおり。
横浜市	障害児施設	①障害児施設(医療型)の医療型個別減免が適用となる施設における福祉部分上限額算定方法については、今までどおり、「月額単位数×10円×30.4日×0.1」で求められる金額と、今回の改正における上限額を比較し、小さい額が福祉部分の上限額になると考えてよいか。 ②また、すべての障害児施設(医療型)における、医療費部分及び食事療養費の上限額については、現在の算定方法と変らないものと考えてよいか。 ③なお、地域で子どもを育てるために通常必要な費用(一般世帯(市民税所得割額16万円以上等))についても、16万円の部分を28万円に読み替え、「地域で子どもを育てるために通常必要な費用」自体に変更がないものと考えてよいか。	算定方法については特別対策における取扱いと同様である。 ①お見込みのとおり。(医療型個別減免後医療部分負担限度額の算定における福祉部分負担限度額の算定にあたっては、従前どおり「月額単位数×10円×30.4日×0.1」と15,000円(低所得者世帯(所得割28万円以下の世帯を含む)であって、18歳未満の障害児を監護する世帯の場合)を比較して、小さい方の額となる。) ②お見込みのとおり。 ③お見込みのとおり。

質問自治体	項目	質問内容	回答
大阪府・鳥取県	障害児施設	①一般の「緊急措置」においては、成人の障害者の所得区分は本人(及び配偶者)の課税額及び所得額に基づき定められるものとなったが、20歳以上の重症心身障害児についても本人(及び配偶者)の課税額及び所得に基づき定められると考えてよいか。 ②また、20歳以上の重症心身障害児の世帯が生活保護世帯の場合、障害児施設給付費の所得段階区分は、世帯又は「本人と配偶者のみ」のどちらで判断するのか？	①お見込みのとおり。 ②世帯で判断することとなる。
札幌市	補装具費	世帯の範囲を「個人単位」を基本として見直しを行うのは、通所・在宅サービスについては、18歳以上、入所施設については、20歳以上とされている。 これは、補装具費における18歳、19歳の取り扱いも同様と考えて良いか。	在宅・通所、施設入所に関係なく、18歳以上は本人(及び配偶者)の扱いとする。 なお、現行においても個別減免の対象者である施設入所者が補装具を利用する場合には、福祉サービスを利用する場合とは異なり、18歳以上については本人のみの収入において認定を行う取扱いとしているところ。
岐阜市	補装具費	補装具費に係る利用者負担についての今回の見直しは、障害者の世帯範囲(障害福祉サービスと同様、個人単位に変更)に関するものであり、障害児については、世帯範囲や市町村民税所得割額等の変更点はないと考えてよいか。	お見込みのとおり。
埼玉県	その他	「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者(境界層該当者)に対する保護の実施期間における取扱いについて」の改正通知はいつなのか。	現在、関係各課と調整しているところであり、取りまとめ次第、通知することとしているところ。
山梨県	その他	参考例として示されている申請書(様式1)の「Ⅱ 個別減免に関する認定」欄の1には、「グループホーム、ケアホーム入居者、施設入所者(20才以上)」となっているが、宿泊型自立訓練等は平成20年7月以降は対象外ということか。	今までどおり、グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者(20歳以上)並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行を受けている者も対象となる。
山梨県・大阪府	その他	申請書(様式1)の注に20歳以上の施設入所者等は通所施設・在宅サービス等軽減の対象とならない旨の記載があったが、今回の様式では当該記述が削除されたが、今後は対象としてよいのか。	今までどおり、20歳以上の施設入所者等は通所施設・在宅サービス等軽減の対象とはならない。
和歌山市	その他	参考例として示されている収入申告の様式(様式24)中、「4. 世帯構成員の状況について」の(1)で、多数の氏名記入欄が設けられている理由は何か。	障害児を抱える世帯の負担軽減対象範囲として「年収890万円程度まで」とされているが、世帯の収入は、住民票上の世帯員の合算を行うことを考慮して記入欄を複数設けたもの。 ただし、実務上は、この欄に記入しなくても課税証明書等で課税状況を把握できることが多いと考えられることから、このような場合には、自治体の判断により適宜様式を修正することは差し支えないものである。

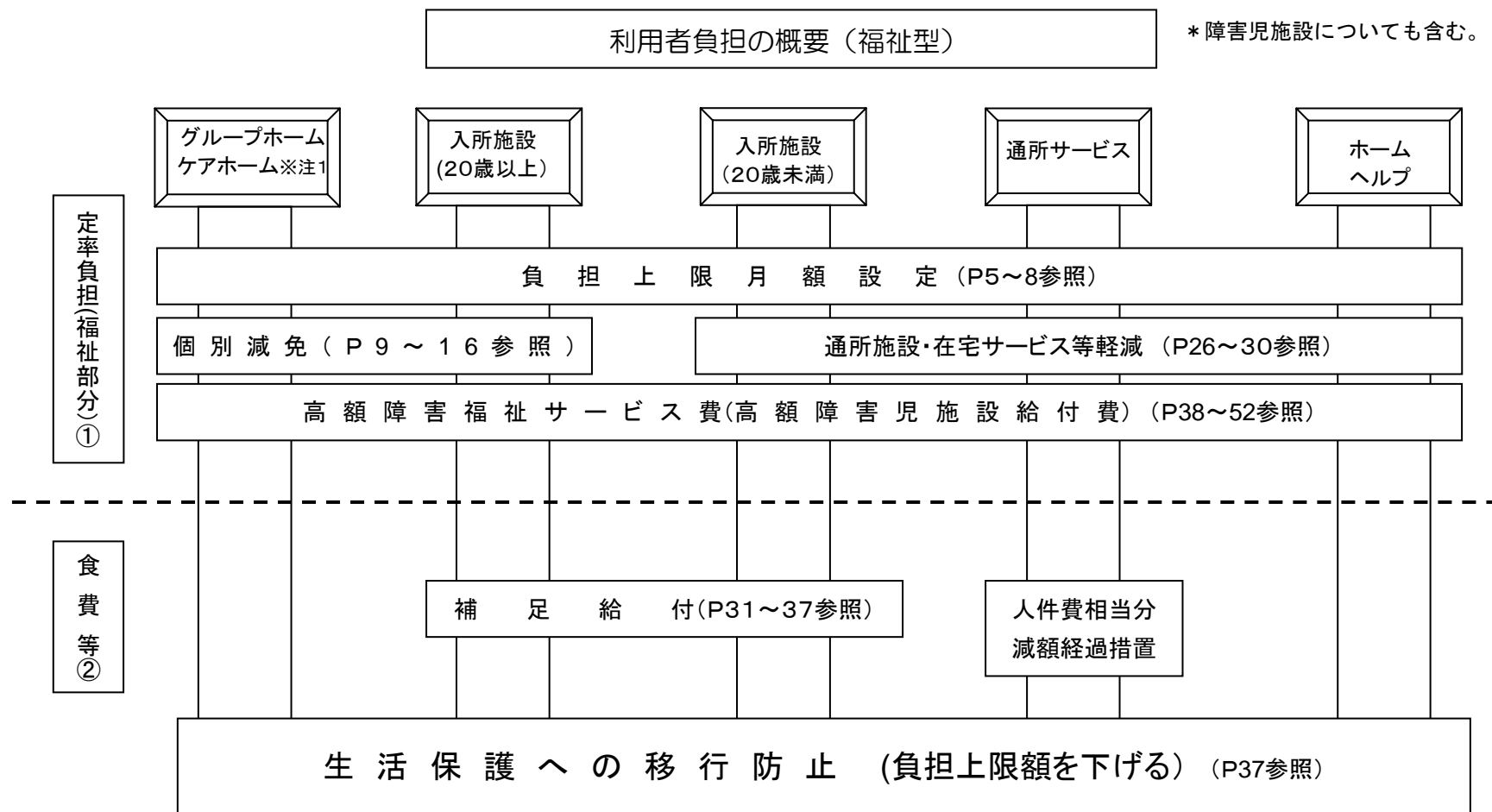
○ 利用者負担金の算定シートの改訂版及び利用者負担に関するQ&Aについては、本改正を反映させた資料を作成する予定である。

未定稿

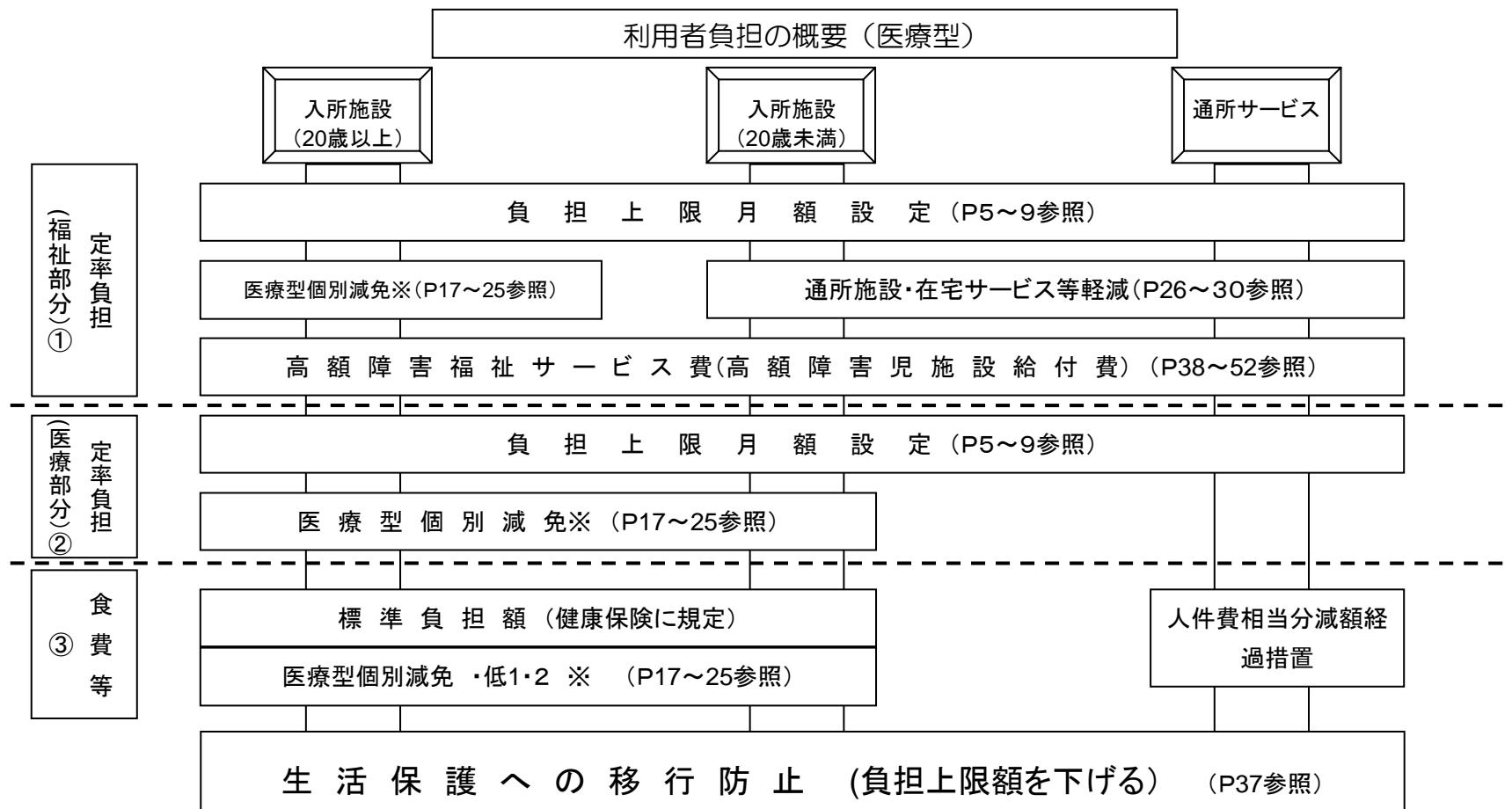
# 障害福祉サービス・ 障害児施設支援の 利用者負担認定の手引き

【平成20年7月暫定版】

Ver. 3



※注1 旧法知的障害者通勤寮、宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を含む。



※ 20歳以上医療型個別減免の対象者の場合  
 (低所得1、2) ③→①→②の順で軽減後の負担上限額を算定。  
 合計額は 認定収入額 - その他生活費

※ 20歳未満医療型個別減免の対象者の場合  
 (全所得階層)  
 ①→②→③の順で軽減後の負担上限額を算定。  
 合計額は 地域で子どもを育てるために通常必要な費用 - その他生活費

\* 療養介護については医療型(入所)と同じ仕組み。



(MEMO)

## 目 次

序. 利用者負担の概要について (図表) . . . . .	1
第 1. 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について	5
1 負担上限月額を定める際の所得区分の設定について . . . . .	5
2 減免等の収入、資産等の認定について . . . . .	9
2-1 個別減免について . . . . .	9
2-2 医療型個別減免について . . . . .	17
2-3 通所施設・在宅サービス等軽減について . . . . .	26
3 補足給付の認定について . . . . .	31
第 2. 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について	37
第 3. 高額障害福祉サービス費等について . . . . .	38
1. 高額障害福祉サービス費等の算定の原則 . . . . .	40
2. 高額障害福祉サービス費等の算定の特例 . . . . .	41
3. 高額障害福祉サービス費等の償還の流れについて . . . . .	52

## 第1 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について

### 1 負担上限額を定める際の所得区分の設定について

- 所得区分の設定の際に低所得1の区分に該当するか否かの判定に当たっては、市町村の事務負担を考慮し、税情報を基本とする。

さらに、税情報に加えて、税情報では収入額を把握できないが、障害者に対する一般的な制度として給付される収入として、障害年金や、手当等による収入額を加えて判定することとする。

#### (1) 【具体的な区分の算定方法】

- 利用者負担の月額上限額については、利用者本人（支給決定保護者）の属する世帯（※）の収入等に応じて、以下の4区分に設定する。（障害者自立支援法施行令（以下「令」という。）第17条第1項及び児童福祉法施行令（以下「児令」という。）第27条の2第1項に規定。なお、療養介護医療については、令第42条の4第1項、障害児施設医療については児令第27条の1第1項に規定。）

（※）世帯の範囲の見直し（平成20年7月）に伴い、障害者（加齢児の場合を含み、施設に入所する20歳未満の者を除く。以下「世帯見直し対象者」という。）である場合に係る「世帯」の範囲については、当該障害者及び配偶者とする。生活保護に係るものを除き、以下、このマニュアルにおける「世帯員」「世帯全員」等の用語を含む「世帯」について同じ。

- ① 生活保護・・・生活保護受給世帯（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯についても同様の取扱い。）

生活保護世帯の考え方については従前のおりであり、世帯の範囲の見直しは行わない。このため、例えば障害者本人のみの所得を勘案すれば低所得1に該当する場合であっても、生活保護受給世帯である場合は当該区分に該当する。

- ② 低所得1・・・市町村民税世帯非課税者（注）であって障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下である者

具体的には以下のとおり。

ア) 市町村民税世帯非課税者であること（注）

イ) アに該当するもののうち、以下の合計額が年間80万円以下である者

(令第17条第1項第3号、第35条第1項第4号)

- ① 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額  
(合計所得金額がマイナスとなる者については、0とみなして計算する)
- ② 所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額
- ③ その他厚生労働省令で定める給付
  - ・ 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「法律第34号」という。)第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
  - ・ 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
  - ・ 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに改正前の船員保険法に基づく障害年金
  - ・ 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
  - ・ 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
  - ・ 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第106号)第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
  - ・ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金及び同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの
  - ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金
  - ・ 労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付
  - ・ 国家公務員災害補償法(他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償
  - ・ 地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
  - ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、特別障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当
- ③ 低所得2
  - ・ ・ 市町村民税世帯非課税者のうち、②に該当しないもの
- ④ 一 般 ・ ・ 市町村民税課税世帯に属する者

(注) 市町村民税世帯非課税者・・・その属する世帯の世帯主を含むすべての世帯員が障害福祉サービスを受ける日の属する年度（障害福祉サービスを受ける日の属する月が4月から6月までである場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ）が課されていない者又は当該市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯に属する者

## (2) 【手続き等】

- 障害者の申請により、どの区分に該当するか市町村が認定する。（申請がなければ、基本的に④の世帯に該当するものとみなす。）

現在すでに障害福祉サービスを利用している障害者については、区分を設定するため、申請を出すように周知することが必要。

※ 負担上限月額申請と支給決定申請は別の申請であるが、市町村の事務の便宜上、支給決定申請様式と負担上限月額申請様式で共通化できる部分を共通化して利用することは可能。

- 申請する際に、添付する必要のある書類は下記のとおり。

なお、障害者自立支援法に基づき、市町村が必要な情報について調査を行うことは可能であるが、円滑に事務を行うため、申請の際に、必要な税情報、手当の受給状況等について調査同意を取る取扱い等を行うことは差し支えない。

本人の添付書類により状況が確認できる場合は、添付書類で確認する。添付書類だけで確認できない場合は、必要に応じ、税部局や社会保険事務所等に確認する。

### ①利用者の属する世帯の市町村民税の課税状況等が分かる資料

- ・市町村の証明書（利用者の属する世帯全員の市町村民税の課税・非課税の状況）
- ・生活保護世帯であれば、福祉事務所の証明書等

### ②利用者の属する世帯の障害年金等、特別児童扶養手当等の受給状況がわかる資料

- ・年金証書の写し、振込通知書の写し
- ・特別児童扶養手当等の証書の写し

※この場合、通帳の写しの添付を強制するものではないことを申し添える。

- 世帯の範囲については支給決定を受けた者（障害者又は障害児の保護者）が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。

→ 同一の世帯に属する者を確認するため、住民票の提出を求める等により世帯の範囲の確認を行う必要がある。

ただし、施設に入所する20歳未満の障害者又は障害児（以下「20歳

未満入所障害者等」という。)については、市町村民税非課税かどうかの認定は保護者等の当該20歳未満入所障害者等を監護する者の属する世帯として認定を行う。

- 負担上限月額については、原則として、施設入所者は毎年7月に、それ以外の者については年1回支給決定月に、直近に把握した所得状況に基づき負担上限月額を認定する。

ただし、市町村の判断により必要に応じて利用者負担の見直しを行うことは差し支えない。

- 世帯員の構成等世帯の状況が変化した場合は、世帯の状況が把握できる書類を添付の上、速やかに変更の届け出をしてもらう。負担上限月額の変更の必要があれば、翌月の初日から変更する。ただし、申請日が月の初日の場合は、当該月の初日から変更すること。

失業等により前年から大幅に収入が変動している場合等については、障害者自立支援法第31条及び児童福祉法第24条の5の規定により、90%から100%の間で市町村が定めた割合の給付率で介護給付費等を支給することができる。

なお、障害者自立支援法第31条及び同規則第32条において、世帯の生計を主として維持する者に係る財産の著しい損害等の特別の事情が規定されているが、ここでいう「世帯」についても、原則として障害者本人及び配偶者で判断することとする。

### (3) 【未申告者の取り扱いについて】

- 非課税であることから、申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない方については、原則として、申告し、非課税の証明書を取り、提出するよう促すこととする。

- ただし、当分の間は、利用者の所得状況の把握に関する市町村の事務量が増えることから、市町村民税世帯非課税者であると市町村が判断可能な場合等については、未申告であることをもって市町村民税世帯非課税者であるとみなす取扱いをすることができることとする。

- なお、上記の者については、合計所得金額が確定できず、収入が80万円以下であることの確認がとれないため、低所得2として取り扱うことが原則と考えられるが、市町村の判断により、その者を低所得1とみなす取扱いをする場合は、障害基礎年金1級を受給する者とのバランスを失することがないよう、その者の収入状況等を十分に確認した上で取り扱うよう留意されたい。

## 2 減免等の収入、資産等の認定について

- グループホーム・ケアホーム入居者、旧法施設入所者、障害者支援施設入所者、宿泊型自立訓練利用者、継続的短期滞在型生活訓練利用者、精神障害者退院支援施設（施設入所者については支給決定時に20歳以上である者）に対する定率負担の個別減免の認定にあたっては、入所者本人の収入等の状況を把握すればよいこと、人数が一定程度限られていることから、実際の収入状況を基本に、認定を行うこととする。
- 医療型個別減免は福祉サービスに併せ、医療の提供を受けるサービス（療養介護及び医療型障害児施設支援）を受ける場合、適用となる。
- 通所施設・在宅サービス等軽減は、通所施設・在宅サービス等を利用する者のうち、一定の階層までの者であって、資産が一定以下の者に対して行う。このため、市町村民税額の認定及び資産の認定が必要となる。

### 2-1 個別減免

#### (1) 【手続き等】

障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）の申請により、障害者等の収入額、資産を市町村が認定する。（申請がなければ、個別減免は行わない。）

#### (2) 【対象者】

- 市町村民税世帯非課税である者（低所得1，2）のうち、障害者等本人名義の一定の資産を有していない場合には、個別減免の対象とする。具体的な基準は以下のとおり。

※ 個別減免については、障害者本人の収入、資産等の状況のみで簡易に負担能力を判断できることを要件とするため、住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合は、原則として、個別減免の対象としない取扱いとしていたが、今般の世帯の範囲の見直しに伴い、住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合（配偶者が同一の住民票にある場合を除く。）であっても、個別減免の対象として差し支えない。なお、療養介護など医療型個別減免を受ける者についても、世帯の範囲の見直しを行うことから、同様の取扱いとして差し支えない（20歳以上入所加齢児が障害児施設医療を受ける場合についても同じ。）。

なお、住民票の取扱いについては、住民基本台帳法の趣旨に沿って、適切に取り扱われるものであるので、あらかじめ申し添える。

- 1 下記ア～ウの要件をすべて満たすこと。

- ア) **本人名義の預貯金等**（所得税法第9条の2に規定する障害者等の郵便貯金の利子所得非課税の対象となる郵便貯金、同法第10条に規定する障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の対象となる預貯金等）が500万円（2の資産を除く）以下であること。

（所得税法第9条の2及び第10条に規定する郵便貯金、預貯金等の範囲（預金、郵便貯金、一定の有価証券等）と同じ範囲のもの。現に障害者等の郵便貯金の利子所得非課税、同法第10条に規定する障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（いわゆるマル優）の対象となっている資産部分のみに限定されるという趣旨ではないことに留意すること。）

- イ) 以下の不動産を除き、**社会通念上、個別減免の対象とするには不適切であると考えられる本人名義の不動産を有さないこと。**

・現に配偶者、子、親、兄弟姉妹の一定の親族が居住している不動産（土地、建物）

（不適切と考えられる例）

・日常生活に必要ではなく、かつ、著しく高額である土地や建物を保有している場合

- ウ) **その他、社会通念上、個別減免の対象とするには不適切と考えられる資産を保有していないと市町村が判断すること。**

（不適切と考えられる例）

・高価な貴金属を身につけている場合

・高額な株券を保有していることが明らかである場合

- 2 下記の場合には、資産を利用できる状態となった際に、負担能力を認定することが適当であるため、**個別減免の対象外となるような資産を保有しているとみなさず、実際に資産を利用できる状態となった場合に収入認定する。**

- ア) **将来、現金化された際に収入認定することが可能である保険商品や個人年金等の一定期間は利用できない状態にある資産**

・生命保険料控除、個人年金保険料控除の対象となっている個人年金等

※ 個人年金については、「預貯金等」の範囲に含まれないため、個人年金保険料控除の対象となるかどうかを問わず、個別減免を判定する際の「預貯金等」には含まないこととする。

- イ) **親等が障害者を受益者として設定する信託財産（具体的には以下のもの）**

・相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令（昭和25年政令第71号）

第4条の10に規定する財産（いわゆる「特定贈与信託」）

・その他これらに準ずるものとして市町村が認めたもの

※ 特定贈与信託に準ずるもの



個人（親等）を委託者、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者、障害者を受託者とする他益信託のうち以下の要件を満たすものとする。

- ① 個人（親等）以外の一人の障害者を信託の利益（元本受託権及び収益権）の全部の受益者とする契約であること。
- ② 当該信託契約に基づく障害者に係る信託財産の交付に係る金銭（収益の分配を含む。）の支払は、当該障害者の生活又は療養の需要に応じるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切に、行われることとされていること。
- ③ 当該信託契約に基づき信託された財産\*の運用は、安定した収益の確保を目的として適正に行うこととされているものであること。  
\*特定贈与信託契約において信託できるものとされた財産と同様の財産とする。
- ④ 当該信託契約に、当該契約に基づく信託に係る信託受益権については、その譲渡に係る契約を締結し、又はこれを担保に供することができない旨の定めがあること。（ただし、遺贈はできる。）

### （３）【添付書類等】

- 障害者が申請する際に添付する必要のある書類は以下のとおり。市町村において必要がないと判断できるものは適宜省略して差し支えない。

#### <資産の状況がわかる書類>

- ① 保有する預貯金等の額が500万円以下であることが分かる資料
  - ・年金等が振り込まれる本人が主に利用している通帳、預貯金額が最も多い通帳の写し
  - ・マル優の非課税の証明書（非課税貯蓄申込書）
  - ・その他申告の内容により必要と認められる書類（例えば、国債等を保有していることを申告した場合の国債等の写しなど）
  - ・その他特定贈与信託にかかる契約を結んでいること又はこれに準ずる契約を結んでいる旨の申請があった場合は、その内容を証する書類
- ② 居住用以外の不動産で社会通念上、個別減免の対象とするには不適切であると考えられるものを保有していないことが分かる資料
  - ・本人が居住する市町村における証明書（固定資産税）
  - ・本人名義の固定資産がある場合は、配偶者、子、親、兄弟姉妹の一定の親族が居住していることが分かるもの（住民票）
- ③ その他市町村が必要と認める資料

#### <収入の状況がわかる書類>

- ① 本人の収入額が分かるもの
  - ・年金証書、振込通知書、手当の証書等
  - ・工賃等の就労収入額の証明書（通所している先の事業所等の証明）
  - ・源泉徴収票
  - ・市町村の課税・非課税証明書
  - ・市町村が支給する家賃補助、手当等の額が分かる書類
  - ・その他申告の内容により必要と認められる書類

② 必要経費の額が分かるもの

- ・ 市町村の課税・非課税証明書
- ・ 国民健康保険の保険料等を納付した証明書等

③ その他

- ・ グループホーム、ケアホームの家賃額（事業者の証明書）
  - ・ その他市町村が必要と認める資料
- 原則として、申告の際に必要な通帳の写しや税の証明書等が添付されてい  
ればよいこととする。

ただし、申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村が判断した場合等については、必要に応じて調査を行うこととする。

（具体的な調査方法の例）

- ・ 税部局に対する情報の確認
- ・ 申請者の居住する場所から最寄りの主要な金融機関への問い合わせ

（４）【減免後の額を計算する際の収入の種類】

○ 減免後の負担額を算定するにあたっては、下記のア、イのとおり、収入の  
種類に応じて負担額を算定し、その合計額を減免後の額とする。

○ 一月あたりの負担額については、下記イ①及び②の収入の種類ごとに、障  
害福祉サービスのあった月の属する前年（障害福祉サービスのあった月が１  
月～６月である場合にあっては、前々年）の収入の合計額を１２で除した額  
をもとに算出する。（年間の収入、前年の収入を把握することが困難な場合  
は、平均的な月収として市町村が認める額とする。）

その際、ウの障害福祉サービスのあった月の属する前年（障害福祉サービ  
スのあった月が１月～６月である場合にあっては、前々年）にかかる必要経  
費を１２で除した額をイの②から控除した額をもとに負担額を算定するこ  
と。（ウの額がイ②の額を超える場合については、当該超えた額をイ①から  
控除する。）

ア) 負担を取らない収入

○ 特定目的収入・・国、地方公共団体等から特定の目的に充てるため  
に支給されるもの

- ・ 地方公共団体又はその長から家賃補助として支給される手当として、  
実際の家賃額を超えない額
- グループホーム、ケアホームに入居することによって、特に必要となる家  
賃等に充てることを想定して地方自治体が給付している趣旨を考慮し、家賃  
額までは、利用者負担の負担に充てることのできる収入に含まないこととす  
る。
- ・ 地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当
- ・ 児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の  
用途に充てることとされている金銭
- ・ 生活保護法において収入として認定されないこととされている収入

(下記イにおいて明記されているものを除く)

イ) 負担を取る収入(アを除く収入)

① 就労等収入・就労により得た収入又は国により稼得能力の補填として給付される収入

(1) 就労収入

- ・工賃等の就労により得た収入

(2) 年金等収入

- ・負担上限額の区分のうち低所得1の収入額が80万円として算定されるもののうち、②の公的年金等、③その他厚生労働省令で定める給付と同じ給付
- ・雇用保険による失業等給付、健康保険の傷病手当
- ・その他地方公共団体等が支給するもののうち、公的年金に相当するものとして市町村が判断するもの

(公的年金に相当するもの)

- ・心身障害者扶養共済の給付金
- ・外国籍の無年金の障害者に対して年金と同様の額を地方公共団体が支給するもの等

② その他の収入・イ①以外(アを除く)のすべての収入

- ・不動産等による家賃収入
- ・地方公共団体から支給される手当(①に該当しない福祉手当等)、ただし生活保護法において収入として認定されない額までは認定しない
- ・親等からの仕送り 等

ウ) 必要経費とするもの

- ・租税の課税額
- ・社会保険料(65歳以上の施設入所者(旧法療護施設入所者等の介護保険の適用除外になる者を除く)については、介護保険料を除く。)

(5) 【個別減免の収入の種類ごとの負担額】

○ 個別減免の対象者の負担額は、下記の計算方法により、算定する。

① 【収入の種類】に記載された収入のイ①の収入のうち、66,667円(年収80万円を12で割った額)まで(イ①の収入が66,667円に満たない場合は、不足分に、イ②の収入を充てる)・全額控除(定率負担なし)

② 66,667円を超える分については、収入の種類に応じて負担額を設定

A) 上記イ①就労等収入(就労収入と年金等収入)

- ・グループホーム、ケアホーム入居者・旧法知的障害者通勤寮入所者・

宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者

・24,000円までの就労収入額(3,000円以下は3,000円とする。)と、24,000円を超える就労収入額の30%を控除の上、66,667円を超える収入額の15%を負担。ただし、66,667円と控除した就労収入の額と40,000円を合算した額を超える収入額以降は50%を負担。

・施設入所者(知的障害者通勤寮入所者除く。)

(その他生活費の額※が2.5万円である者)

24,000円までの就労収入額(3,000円以下は3,000円とする。)と、24,000円を超える就労収入額の30%を控除の上、66,667円を超える収入額の50%を負担。

(その他生活費の額※が2.8万円又は3.0万円の者)

24,000円までの就労収入額と、24,000円を超える就労収入額の30%を控除の上、66,667円を超える収入の50%を負担。

※ その他生活費の額(補足給付の算定の際に用いる額)

a b及びc以外の者 2.5万円

b 障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者、施設入所支援に合わせ生活介護を利用する者 2.8万円

c 65歳以上(旧法身体障害者療護施設入所者、施設入所支援に合わせ生活介護を利用する者を除く) 3.0万円

B) 上記イ② その他の収入・・・50%を負担。(①で全額控除の対象となった収入を除く。)

○ 上記A、Bの収入の種類ごとに計算した負担額の合計額を個別減免を講じた後の定率負担額とする。(合計した後に、1円未満切り捨て)

(6) 【個別減免の適用に当たっての算定手順】

○ 具体的な認定や負担額の算定手順は以下の方法が考えられる。

① 個別減免の対象者であることの認定を行う。

市町村民税世帯非課税者であること、預貯金等、資産の状況を確認する。

② 対象者の月収の把握及び収入の種類のカテゴリを行う。

対象者の年間収入を、Ⅰ特定目的収入、Ⅱ-①就労収入、Ⅱ-②年金等収入、Ⅲその他の収入の4つに分類し、それぞれを12で割る。(月収の算定。端数については切り捨て) 年収が不明の場合は、平均的な月収として考えら

れる額を認定する。

必要経費についても、年間分を12で割る。(端数については切り捨て)

③ 月収から、必要経費を控除する。(認定月収額の算定)

②で算定した月収のうち、Ⅲその他の収入から必要経費を控除。必要経費の額がその他の収入より多い場合は、控除した残りの額をⅡ－②年金等収入、Ⅱ－①就労収入の順に控除。

※以下、額の算定において、

- ・ 就労収入
- ・ 年金等収入
- ・ その他の収入

については、それぞれ必要経費控除後の額とする。

A 対象者がグループホーム、ケアホーム入居者・知的障害者通勤寮入所者・宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者

④ 就労収入控除額の算定

就労収入控除額は、次の区分により算定した額とする。

- ア 就労収入が3,000円以下の場合  
3,000円
- イ 就労収入が3,000円を超え24,000円以下の場合  
就労収入の額
- ウ 就労収入が24,000円を超える場合  
 $24,000円 + (就労収入 - 24,000円) \times 30\%$

⑤ 負担上限月額額の算定

負担上限月額は、次の区分により算定した額とする。

- ア 就労等収入額(就労収入と年金等収入の合計額)が66,667円以下の場合  
 $(認定月収額 - 66,667円) (注) \times 50\%$
- イ 就労等収入額が66,667円を超える場合  
(ア) 66,667円を超える就労等収入額から就労収入控除額を控除した額が40,000円以下の場合  
 $((就労等収入額 - 66,667円 - 就労収入控除額) (注) \times 15\% ) + その他の収入 \times 50\%$   
(イ) 66,667円を超える就労等収入から就労収入控除額を控除した額が40,000円を超える場合  
 $6,000円 + (就労等収入額 - 66,667円 - 就労収入控除額 - 40,000円) (注) \times 50\% + その他の収入 \times 50\%$   
(注) その額が零を下回る場合は、零とする。

\* 1円未満切り捨て

**B 対象者が施設入所者（旧法知的障害者通勤寮入所者除く。）の場合**

**④ 就労収入控除額の算定**

就労収入控除額は、次の区分により算定した額とする。

ア 就労収入が3,000円以下の場合

3,000円（その他生活費（P15※参照）が2.8万円又は3.0円の者は就労収入額。）

イ 就労収入が3,000円を超え24,000円以下の場合  
就労収入の額

ウ 就労収入が24,000円を超える場合

$24,000円 + (就労収入 - 24,000円) \times 30\%$

**⑤ 負担上限月額額の算定**

負担上限月額は、次の区分により算定した額とする。

ア 認定月収額が66,667円以下の場合  
0円

イ 認定月収額が66,667円を超える場合

（ア）就労等収入額が66,667円以下の場合

$(認定月収額 - 66,667円) (注) \times 50\%$

（イ）就労等収入額が66,667円を超える場合

$((就労等収入額 - 66,667円 - 就労収入控除額) (注) \times 50\% )$

+ その他の収入  $\times 50\%$

(注) その額が零を下回る場合は、零とする。

\* 1円未満切り捨て

## 2-2 医療型個別減免

医療型障害児施設及び療養介護（以下「医療型障害児施設等」という。）の利用者負担の認定の際には以下の取扱いにより利用者負担上限額を認定する。

※ 障害児施設（福祉型）については、2-1 個別減免の認定方法に基づき取り扱う。

※ 通所型の医療型障害児施設については、医療型個別減免の対象とはならない。

### < 20歳以上の場合の入所者の場合 >

#### (1) 【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額、資産を都道府県又は市町村（「都道府県等」という。以下同じ。）が認定する。（申請がなければ、個別減免は行わない。）

\* 療養介護事業については、実施主体が市町村である。

#### (2) 【対象者】

→個別減免の収入、資産等の認定についての【対象者】と同様

#### (3) 【添付種類等】

→個別減免の収入、資産等の認定についての【添付書類等】と同様

#### (4) 【減免後の額を計算する際の収入の種類】

- 医療型障害児施設等に係る収入額の認定については、収入を2種類に分類することとする。

具体的には、障害児施設支援等を受ける日の属する前年（障害児施設支援を受ける日が1月～6月である場合にあっては、前々年）の収入の合計額を12で除した額（端数については切り捨て）をもとに算出する（年間の収入、前年の収入を把握することが困難な場合は、平均的な月収として都道府県等が認める額とする。）

その際、障害児施設支援のあった月の属する前年（障害児施設支援のあった月が1月～6月である場合にあっては、前々年）にかかる必要経費を12で除した額（端数については切り捨て）を控除した上で算定すること。

#### ア) 負担をとらない収入

- 特定目的収入・国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの

- ・ 地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当及び特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ・ 児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ・ 生活保護法において収入として認定されないこととされている収入（就労等収入としてP13(4)イに明記されているものを除く。）

#### イ) 負担を取る収入 アを除く収入

ウ) 必要経費とするもの

- ・ 租税の課税額
- ・ 社会保険料（65歳以上の施設入所者については、介護保険料を除く。）

(5) 【医療型個別減免の適用に当たっての算定基準】

I 負担限度額の算定方法

イからウを差し引いた額を12で除した数（端数については、切り捨て。以下「認定収入額」という。）

$$\text{負担限度額（月額）} = \text{認定収入額} - \text{その他生活費} ※$$

※ その他生活費の額

- a b 及び c 以外の者 2. 5万円
- b 障害基礎年金1級受給者、60～64歳の者、65歳以上で重症心身障害児施設入所者、療養介護利用者 2. 8万円
- c 65歳以上（重症心身障害児施設入所者、療養介護利用者を除く。） 3. 0万円

II 各部分ごとの負担上限額の算出内訳

①食費②福祉部分の定率負担、③医療部分の定率負担の合計額がIで算出した負担限度額となるよう①→②→③の各部分ごとの順番で限度額を設定していく。（端数については切り捨て）

① 食費負担限度額の決定

$$\text{食費負担限度額（月額）} = \text{食事療養に係る標準負担額} \times 31 \text{日}$$

② 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

ア 福祉部分の1割負担額と（1）で決定した所得区分に応じた福祉部分の負担上限額を比較し、小さい額を選定する。

（低所得2であれば、月額単位 \* × 10円 × 30.4日 × 0.1 と 24,600円を比較する。）

\* 利用する施設に応じ、平均単位数をあらかじめ設定する。



☆ケース 1 ①で決定した食費負担限度額+②アで選定した福祉部分の負担限度額+その他生活費>認定収入額となる場合

②イ 医療型個別減免後福祉部分負担限度額＝  
認定収入額－（その他生活費+①）

③ 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定  
医療型個別減免後医療部分利用者負担限度額＝0円

☆ケース 2 ①で決定した食費負担限度額+②アで選定した福祉部分の利用者負担限度額+その他生活費<認定収入額となる場合

②' イ 医療型個別減免後福祉部分負担限度額  
＝②アで選定した額

③' 医療型個別減免後医療部分負担限度額  
※ 医療部分の1割負担額と（1）で決定した所得区分に応じた医療部分の負担限度額を比較し、小さい額を選定する。……A

※ 医療部分の1割負担額については、利用施設等の平均医療費等で設定

医療型個別減免後医療部分利用者負担限度額  
＝認定収入額－（その他費用+①+②'イ）……B

もし、B>Aであるならば、Aの額が医療型個別減免後医療部分負担限度額

○ 受給者証には、決定した食費負担限度額、医療型個別減免後福祉部分限度額、個別減免後医療部分負担限度額を記載する。

○ なお、個別減免によって当初の負担上限額から負担限度が引き下げられた額については、

- ・ 医療部分：障害児施設医療費※
- ・ 福祉部分：障害児施設給付費※

により給付されることになる。

※ 療養介護については、「障害児施設医療費」は「療養介護医療費」に、「障害児施設給付費」は「介護給付費」にそれぞれ置き直すものとする。以下同じ。）

計算例 1 低所得 2 で負担限度額が 55,000 円 医療費の 1 割負担  
額 50,000 円で重症心身障害児施設利用の場合 862 単位  
(認定収入額 83,000 円)

① 食費について

低所得 2 で食事療養費標準負担額 480 円 (1 日あたり) × 31 日 = 14,880 円  
(※対象者の健康保険上の標準負担額を確認すること。)

② 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

862 単位 × 10 円 × 30.4 日 × 0.1 = 26,204 円

上記により計算した金額と福祉部分負担上限月額 24,600 円を比較し、  
低い金額を選定。この場合は、24,600 円となる。

14,880 円 + 24,600 円 + 28,000 円 < 83,000 円 → ケース 2

よって、医療型個別減免後福祉部分負担限度額は、24,600 円

③ 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

医療費の 1 割 50,000 円と医療費負担上限額 24,600 円を比較し、24,600  
円を選定…… A

83,000 円 - (28,000 円 + 14,880 円 + 24,600 円) = 15,520 円…… B

A > B のため、15,520 円

医療型個別減免後福祉部分負担限度額 24,600 円

医療型個別減免後医療部分負担限度額 15,520 円

食事負担額 14,880 円

計 55,000 円 となる。

計算例2 低所得1で負担限度額が41,000円 医療費の1割負担額50,000円 重症心身障害児施設利用の場合862単位 (認定収入額66,000円)

① 食費について

低所得1で食事療養費標準負担額が480円(1日あたり)×31日=14,880円  
(※対象者の健康保険上の標準負担額を確認すること。)

② 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

862単位×10円×30.4日×0.1=26,204円

上記により計算した金額と福祉部分負担上限月額15,000円を比較し、低い金額を選定。この場合は、15,000円となる。

14,880円+15,000円+25,000円<66,000円 → ケース2

福祉部分負担限度額は、15,000円

③ 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

医療費の1割 50,000円と医療費負担上限額15,000円を比較し、15,000円を選定・・・A

66,000円 - (25,000円 + 14,880円 + 15,000円) = 11,120円・・・B

A > Bのため、11,120円

医療型個別減免後福祉部分負担限度額	15,000円	
医療型個別減免後医療部分負担限度額	11,120円	
食事負担額	14,880円	
計	41,000円	となる。

＜20歳未満の場合の入所者の場合＞

(1) 【手続き等】

障害者等の申請により、障害者等の収入、資産を都道府県等が認定する。  
申請がなければ、個別減免は行わない。

なお、18、19歳の障害者については、民法上、保護者に障害者を監護する義務があることを考慮し、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して、決定する。

(2) 【対象者】

→全ての所得区分の者が対象

(3) 【添付書類等】

20歳未満の障害者が利用する場合については、20歳以上と異なり、資産要件がないため、所得区分の設定に係る資料（(1)の設定に必要な資料）のみを提出すればよい。

(4) 【医療型個別減免の適用に当たっての算定手順】

I 負担限度額の算定方法

地域で子どもを育てるために通常必要な費用から、その他生活費を差し引いた額とする。

負担限度額（月額）

＝地域で子どもを育てるために通常必要な費用－その他生活費

※ 地域で子どもを育てるために通常必要な費用

一般世帯 79,000円 低所得1 50,000円

低所得2は、計算上 50,000円とし、実際には79,000～50,000円

※ その他生活費の額

18・19歳 25,000円 18歳未満 34,000円

II 各部分ごとの負担限度額の算出内訳

①福祉部分の定率負担②医療部分の定率負担③食費の合計額がIで算出した負担限度額となるよう①→②→③の各部分ごとの順番で限度額を設定していく。（端数については切り捨て）

① 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

福祉部分の1割負担額と(1)で決定した所得区分に応じた福祉部分の負担上限額を比較し、小さい額を選定する。

（低所得2であれば、月額単位×10円×30.4日×0.1と15,000円\*を比較する。）

\* 低所得2、一般世帯（市町村民税所得割28万円未満世帯）の方の場合も、②以降の算出上15,000円（15,000円を下回る場合は、福祉部分の1割負担額）で計算する。最終的な医療型個別減免後福祉部分負担限度額算出の比較においては、24,600円（一般世帯（市町村民税所得割10万円未満世帯）については37,200円）と福祉部分の1割負担額の比較となる。

**②ア 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定**

医療費の1割負担額※と（1）で決定した所得区分に応じた医療部分の負担上限額を比較し、小さい額を選定する。

※ 医療部分の1割負担額については、利用施設等の平均医療費等で設定

☆ケース1 ①で決定した福祉部分負担限度額+②アで選定した医療部分の負担限度額+その他生活費>地域で子どもを育てるために通常必要な費用となる場合

**②イ 医療型個別減免後医療部分負担限度額**

=地域で子どもを育てるために通常必要な費用-（その他生活費+①）

**③ 食事療養に係る標準負担額 0円**

☆ケース2 ①で決定した福祉部分負担限度額+②アで選定した医療部分の負担限度額+その他生活費<地域で子どもを育てるために通常必要な費用となる場合

**②' イ 医療型個別減免後医療部分負担限度額 = ②ア**

**③' 食事療養に係る標準負担額……A**

食事療養に係る標準負担額

=地域で子どもを育てるために通常必要な費用-（その他費用+①+②'イ）……B

もし、 $B > A$ であるならば、通常どおり食事療養に係る標準負担額を負担することになる。

もし、 $A > B$ であるならば、Bの額が食費の負担限度額となる。

なお、障害児施設軽減制度の適用となる場合については、上記計算の結果、算出された福祉部分負担限度額を障害児施設軽減制度適用後の負担限度額（緊急措置による軽減後の負担上限限度額）に置き換えるものとする。

- 受給者証には、決定した医療型個別減免後福祉部分負担限度額、個別減免後医療部分負担限度額、食費負担限度額を記載する。
- なお、個別減免によって当初の負担上限額から負担限度が引き下げられた額については、
  - ・ 医療部分：障害児施設医療費※
  - ・ 食事負担額：障害児施設医療費※により給付されることになる。

※計算例 1 17歳で重症心身障害児施設に入所 低所得 2 862 単位  
医療費の 1 割負担額 60,000 円

① 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

$862 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 30.4 \text{ 日} \times 0.1 = 26,204 \text{ 円}$

上記により計算した金額と負担上限月額 15,000 円を比較し、低い金額をこの後の計算に用いる。実際の負担金額は、24,600 円と 26,204 円を比較し、小さい額である 24,600 円となる。

②ア 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

60,000 円と 24,600 円（負担上限月額）を比較し、24,600 円を選定。

$15,000 \text{ 円} + 24,600 \text{ 円} + 34,000 \text{ 円} > 50,000 \text{ 円} \rightarrow \text{ケース 1}$

②イ 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

$50,000 \text{ 円} - (34,000 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円}) = 1,000 \text{ 円}$

③ 食事療養に係る標準負担額 0 円

福祉部分利用者負担額 24,600 円

医療部分利用者負担額 1,000 円

食事負担額 0 円

計 25,600 円となる。

※ 軽減措置が適用される場合、福祉部分の利用者負担額は緊急措置後の低所得 2 の負担上限月額（6,000 円）となる。

※計算例2 17歳で肢体不自由児施設に入所 一般世帯 136単位  
医療費の1割負担額 60,000円

① 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

$136 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 30.4 \text{ 日} \times 0.1 = 4,134 \text{ 円}$

上記により計算した金額と負担上限月額の37,200円を比較し、低い金額である4,134円に決定

②ア 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

60,000円と40,200円(負担上限月額)を比較し、40,200円を選定。

$4,134 \text{ 円} + 40,200 \text{ 円} + 34,000 \text{ 円} < 79,000 \text{ 円} \rightarrow \text{ケース2}$

②' イ 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

40,200円

③' 食事療養に係る標準負担額

食事療養に係る標準負担額

$= 79,000 \text{ 円} - (34,000 \text{ 円} + 4,134 \text{ 円} + 40,200 \text{ 円}) \dots\dots B$

=666円

福祉部分利用者負担額 4,134円

医療部分利用者負担額 40,200円

食事負担額 666円

計 45,000円となる。

<参考 医療型障害児施設通所者の場合>

通所者については、個別減免及び補足給付は適用されないため、福祉部分と医療部分についての負担上限月額のみ適用される。

※ 食費についても、医療保険制度の適用にならないため、福祉型施設と同様に低所得者に対する食費の軽減措置が適用される。

## 2-3 通所施設・在宅サービス等軽減

通所施設・在宅サービス等の利用者負担について、低所得1、低所得2又は一般世帯（市町村民税所得割額16万円未満（障害児（加齢児は含まない）及び20歳未満の施設入所者の場合は28万円））であって、資産が一定以下の者に対し、負担上限月額を軽減する。

### (1) 【手続き等】

障害者等の申請により、障害者等の市町村民税所得割額、資産を確認の上、市町村が認定する。（申請がなければ、通所施設・在宅サービス等軽減は行わない。）

### (2) 【対象者】

#### I 対象者

##### ① 居宅で生活をする者

居宅で生活をする者（グループホーム及びケアホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者を除く。以下同じ。）

##### ② 20歳未満の施設入所者

20歳未満の者であって、指定療養介護事業所、指定障害者支援施設、障害者自立支援法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設（通所による支援を行うものを除く。）又は指定知的障害児施設等に入所又は入院している者（以下「20歳未満の施設入所者」という。）

#### II 資産要件

軽減措置の対象者は、低所得1、低所得2又は一般（市町村民税所得割額16万円（障害児（加齢児は含まない）及び20歳未満の施設入所者の場合は28万円））未満の世帯）の者のうち、次の要件をすべて満たすものとする。

なお、市町村民税所得割額については、申請者の属する世帯に属する者の市町村民税所得割額（※）の合計額※とする。また、当該額は、地方税法に規定する標準税率で計算された税額とし、自治体が標準税率によらない税率で課税している場合は、標準税率で計算した税額により判断すること。

※ 市町村民税所得割額の算定に当たっては、「住宅借入金等特別税額控除」による税額控除前の所得割額で判定を行うこととする。

① 申請者及び申請者と同一の世帯に属する主たる生計維持者※が、一定の不動産（注）以外で社会通念上、軽減措置の対象とするには不適切である



と考えられる固定資産を有さないこと。

(注) 一定の不動産（個別減免の基準と同様）

- ・ 現に申請者、配偶者、子、親、兄弟姉妹の一定の親族が居住している不動産（土地、建物）

(不適切と考えられる例)

- ・ 日常生活に必要ではなく、かつ、著しく高額である土地や建物を保有している場合

- ② 申請者及び申請者と同一の世帯に属する主たる生計維持者※の預貯金等の額が次の表の基準額以下であること。

【基準額】

	申請者の属する世帯が 単身世帯である者	申請者の属する世帯が 2人以上の世帯である者
預貯金等額	500万円	1,000万円

(注1) 預貯金等の範囲については、基本的に個別減免と同様の範囲とする。この際、障害者名義の個人年金や、障害者を受益者として設定する信託財産については、障害者本人のために将来使われるものであり、その際に、負担能力を判断することが適切であるため、預貯金等の額に含まない財産とする。ただし、主たる生計維持者（障害者本人である場合を除く。）の名義の信託財産（障害者を受益者として設定するものを除く。）については、預貯金等の額に含む財産とする。

(注2) 世帯見直しの対象者については、「申請者の属する世帯が単身世帯である者」は「申請者の属する世帯に配偶者がいない者」と、「申請者の属する世帯が2人以上の世帯である者」は「申請者の属する世帯に配偶者がいる場合」となる。

- ③ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する主たる生計維持者※が社会通念上、軽減措置の対象とするには不適切と考えられる資産を保有していないこと。

※ 世帯でもっとも収入額の多い者とするが、住民票の世帯主等を収入の多い者としてみなすことができることとする。

※ なお、改正前の資産要件の判定方法により、改正前の資産要件を満たす場合については、従前のおり軽減措置の対象として差し支えない。

(3) 【添付書類等】

- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計額が基準額以下であることを証明する書類  
→ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税額を確認できるもの（市町村民税課税証明書 等）

・ 預貯金額が一定額以下であること、一定の固定資産を有していないことを証明する書類

→ 申請者及び主たる生計維持者の主たる収入を管理する通帳の写し、居住用以外ので社会通念上、個別減免の対象とするには不適切であると考えられる固定資産を有していないことを証明できるもの(固定資産税納税通知書の写し、住民票の写し等)

※この場合、通帳の写しの添付を強制するものではないことを申し添える。

#### (4) 【対象サービス】

##### ① 居宅で生活をする者

居宅で生活をする者が次のサービスを利用する場合

ア 訪問系サービス(障害者自立支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)

イ 日中活動サービス(障害者自立支援法に基づく児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援をいう。以下同じ。)

ウ 通所による指定旧法施設支援(障害者自立支援法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援(入所によるものを除く。)をいう。以下同じ。)

エ 通所による指定障害児施設支援(指定知的障害児施設等における指定施設支援(通所事業によるものに限る。)をいう。以下同じ。)

##### ② 20歳未満の施設入所者

20歳未満の施設入所者が日中活動サービス、療養介護(療養介護医療に係るものを除く。以下同じ。)、施設入所支援若しくは旧法施設支援又は障害児施設支援(障害児施設医療に係るものを除く。)を利用する場合

#### (5) 【減免後の上限額】

##### I 居宅で生活をする者

支給決定障害者等の所得区分に応じ、負担上限月額を以下のとおり軽減する。

なお、低所得2世帯に属する者のうち、日中活動サービス、通所による指定旧法施設支援又は通所による指定障害児施設支援のみを利用する者(併せて短期入所を利用する者を含む。)については、負担上限月額を低所得1の場合と同様まで軽減する。

【居宅で生活をする者の軽減後の負担上限月額】障害者(加齢児を含む)のケース

所得区分	負担上限月額
低所得1	1,500円
低所得2	【日中活動サービス(児童デイサービスを除く。)及び通所による指定旧法施設支援の場合】(短期

	入所のみを併用する場合を含む) 1, 500円 【訪問系サービスの場合】 3, 000円
一般 (所得割16万円未満)	9, 300円

※ 障害児施設医療に係るものを除く。

【居宅で生活をする者の軽減後の負担上限月額】

障害児（加齢児を含まない）のケース

所得区分	負担上限月額
低所得1	1, 500円
低所得2	【児童デイサービス及び通所による指定障害児施設支援の場合】（短期入所のみを併用する場合を含む） 1, 500円 【訪問系サービスの場合】 3, 000円
一般 (所得割28万円未満)	4, 600円

※ 障害児施設医療に係るものを除く。

## II 20歳未満の施設入所者

支給決定障害者又は施設給付決定保護者の所得区分に応じ、負担上限月額を以下のとおり軽減する。

20歳未満の施設入所者の軽減後の負担上限月額

所得区分	負担上限月額
低所得1	3, 500円
低所得2	6, 000円
一般 (所得割28万円未満)	9, 300円

※療養介護医療及び障害児施設医療に係るものを除く。

## III サービスを併用した場合の負担上限月額

### (1) 障害者

低所得2の障害者が軽減の対象となる日中活動系サービスと訪問系サービスの支給決定を受けた場合は、高い方（3, 000円）を上限額とする。

### (2) 障害児

障害児（同一の保護者に係る複数の障害児を含む。）が同一法における複

数のサービスを受けている場合は、これらのサービスのうち最も高い額を負担上限月額とする。

複数の法におけるサービスを受けている場合は、それぞれの法において負担上限月額を決定する。（なお、この場合は高額障害福祉サービス費における「障害児の特例」が適用される（P50～51 参照））

### 3 補足給付の認定について

- 施設入所者（※）の低所得者にかかる食費・光熱水費の実費負担を軽減するため補足給付（障害者については特定障害者特別給付費、障害児については特定入所障害児食費等給付費）を支給する。
- 補足給付を支給するに当たっては、支給決定時に20歳以上の入所者については、個別減免の定率負担額を支払った後に、手元に一定額が残るよう、補足給付を支給する。また、支給決定時に20歳未満の入所者については、地域で子どもを養育するために通常要する程度の負担となるように補足給付を支給する。

年齢については、利用者負担見直し時に確認する。

※ 補足給付については、個別減免と同様に、障害者本人の収入、資産等の状況のみで簡易に負担能力を判断できることを要件とするため、住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合は、原則として、補足給付の対象としない取扱いとしていたが、今般の世帯の範囲の見直しに伴い、住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合（配偶者が同一の住民票にある場合を除く。）であっても、個別減免の対象として差し支えない。なお、配偶者が同一の住民票にある場合であっても、市町村において、例えばすでに住民票が単身である場合等、単身世帯と同様の生活状況にあると個別に判断した場合においては、住民票が施設等になくても、補足給付の対象として差し支えないこととする。

#### I 支給決定時に20歳以上の入所者（旧法知的障害者通勤寮入所者除く。）

##### （1）【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額を市町村が認定する。（個別減免や負担上限月額認定の申請と併せて行う。）

このため、現在すでに入所している障害者については、申請を出すように周知することが必要。

##### （2）【補足給付の対象者】・・・生活保護、低所得1、低所得2の者

（個別減免とは異なり、資産要件はない）

##### （3）【添付書類等】

###### <収入の状況がわかる書類>

（個別減免の添付書類で足りる場合はそれにより確認）

###### ① 本人の収入額が分かるもの

- ・ 年金証書、振込通知書、手当の証書等
- ・ 工賃等の就労収入額の証明書（通所している先の事業所等の証明）
- ・ 源泉徴収票
- ・ 市町村の課税・非課税証明書
- ・ その他申告の内容により必要と認められる書類

② 必要経費の額が分かるもの

- ・ 市町村の課税・非課税証明書
- ・ 国民健康保険の保険料等を納付した証明書等

ただし、申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村が判断した場合等については、必要に応じて調査を行うこととする。

(4) 【具体的な認定方法】

- 原則として、個別減免、負担上限月額認定の申請と併せて行う。
- 収入額については、申告の際に必要な通帳の写しや税の証明書等が添付されていればよいこととする。(個別減免の際の添付書類を活用する)
- 補足給付の算定に係る収入額については、個別減免における収入と基本的に同じ考え方とする。

具体的には、障害福祉サービスを受ける日の属する前年(障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月～6月である場合にあっては、前々年)の収入の合計額を12で除した額(端数については切り捨て)をもとに算出する。(年間の収入、前年の収入を把握することが困難な場合は、平均的な月収として市町村が認める額とする。)

その際、ウの障害福祉サービスのあった月属する前年(障害福祉サービスのあった月が1月～6月である場合にあっては、前々年)にかかる必要経費を12で除した額(端数については切り捨て)をイから控除した額をもとに負担額を算定すること。

ア) 負担を取らない収入

- 特定目的収入・国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの

- ・ 地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当及び特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ・ 児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ・ 生活保護法において収入として認定されないこととされている収入(個別減免の収入において就労等収入としてP13(4)イに明記されているものを除く。)

※ 地方公共団体又はその長から家賃補助等の施設に入所することによって係る費用について補助するものについては、すでに補足給付により施設に入所することによりかかる食費・光熱水費等について公費が給付されているため、グループホームとは異なり、特定目的収入としない。

イ) 負担を取る収入（アを除く収入）

① 就労等収入・・就労により得た収入又は国により稼得能力の補填として給付される収入

(1) 就労収入

- ・工賃等の就労により得た収入

(2) 年金等収入

- ・負担上限月額の区分のうち低所得 1 の収入額が 80 万円として算定されるもののうち、②の公的年金等、③その他厚生労働省令で定める給付と同じ給付
- ・雇用保険による失業等給付、健康保険の傷病手当
- ・その他地方公共団体等が支給するもののうち、公的年金に相当するものとして市町村が判断するもの  
(公的年金に相当するもの)
  - ・心身障害者扶養共済の給付金
  - ・外国籍の無年金の障害者に対して年金と同様の額を地方公共団体が支給するもの等

② その他の収入・・イ①以外（アを除く）のすべての収入

- ・不動産等による家賃収入
- ・地方公共団体から支給される手当（①に該当しない福祉手当等）、ただし生活保護法において収入として認定されない額までは認定しない
- ・親等からの仕送り 等

ウ) 必要経費とするもの

- ・租税の課税額
- ・社会保険料（65歳以上の施設入所者（旧法療護施設入所者等の介護保険の適用除外になる者を除く）については、介護保険料を除く。）

(5) 【具体的な計算方法】

- 補足給付については、日額として額を確定する。
- 算定手順としては、月収を元に算定した月額額の補足給付を30.4で除して日額を算定（1円未満切り上げ）する。
- ① 上記イからウを控除した額を12で除して得た額（端数については、切り捨て。以下、認定収入額という。）から24,000円までの就労収入額の全額と24,000円を超える就労収入額があった場合は超えた額に30%を乗じて得た額を除して得た額（以下「控除後認定収入額」という。）が66,667円以下の場合

※ その他生活費の額（補足給付の算定の際に用いる額）

a b 及び c 以外の者 2.5万円

b 障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者、施設入所支援に合わせ生活介護を利用する者 2.8万円

c 65歳以上（旧法身体障害者療護施設入所者、施設入所支援に合わせ生活介護を利用する者を除く） 3.0万円

負担限度額（月額）＝控除後認定収入額－その他生活費の額\*

補足給付額（月額）＝58,000円\*－負担限度額（月額）

補足給付額（日額）＝補足給付額（月額）÷30.4（1円未満切り上げ）

実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。

② 控除後認定収入額が66,667円を超える場合

負担限度額（月額）＝（66,667円－その他生活費）＋（控除後認定収入額－66,667円）×50%

補足給付額（月額）＝58,000円\*－負担限度額（月額）

補足給付額（日額）＝補足給付額（月額）÷30.4（1円未満切り上げ）

実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。

- 補足給付については、負担限度額と58,000円の差額を補足給付額として確定し、施設において実際に要した費用が58,000円を下回った場合について、補足給付額を減額する取扱いは取らない。ただし、実際に要した費用以上に補足給付を支払うことがないよう、実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用まで減額して支払うこととする。

- 食費等にかかる実費負担額として、補足給付額を算定する際に計算した負担限度額以上、実費等負担にかかる費用を事業者が利用者から徴収していた場合は、補足給付は支給しないこととする。

これは、食費等の実費負担について、低所得者から負担限度額を超える額の負担を求めないこととする補足給付を設けた趣旨を無にするものである



ため、限度額を超えて徴収することを認めないこととするために設けるものである。

- 事業者には、あらかじめ、食費、光熱水費にかかる実費負担として利用者から徴収する額（補足給付額と実際に実費として徴収する額）を契約書に明示することを義務付け、事業者はその額を都道府県に届け出ること等により、事業者が利用者より徴収している負担額について確認することとする。

**(6) 【補足給付支給に当たっての算定手順】**

○具体的な認定や負担額の算定手順は以下の方法が考えられる。

- ①「2-1 個別減免（施設入所者）」の①～③と同じ。（③で得られた額を「認定月収額」という。）

※以下、額の算定において、  
・就労収入  
については、必要経費控除後の額とする。

**② 就労収入控除額の算定**

就労収入控除額は、次の区分により算定した額とする。

- ア 就労収入が24,000円以下の場合  
就労収入の額
- イ 就労収入が24,000円を超える場合  
 $24,000円 + (就労収入 - 24,000円) \times 30\%$

**③ 負担限度額及び補足給付額の算定**

負担限度額及び補足給付額は、次の区分により算定した額とする。

- ア 認定月収額から就労収入控除額を控除して得た額が66,667円以下である場合（ウの場合を除く。）

- ・ 負担限度額（月額）＝認定月収額－就労収入控除額－その他生活費の額

（注）計算上の負担限度額が22,000円を下回る場合も、当該算定額とする（0円を下回る場合は0円）。

- ・ 補足給付額（月額）＝58,000円－負担限度額（月額）
- ・ 補足給付額（日額）＝補足給付額（月額）÷30.4（1円未満切り上げ）

- イ 認定月収額から就労収入控除額を控除して得た額が66,667円を超える場合（ウの場合を除く。）

- ・ 負担限度額（月額）＝（66,667円－その他生活費の額）＋（認定月収額－66,667円－就労収入控除額）×50%
- ・ 補足給付額（月額）＝58,000円－負担限度額（月額）

- ・ 補足給付額（日額）＝補足給付額（月額）÷30.4（1円未満切り上げ）

#### ウ 生活保護受給者の場合

- ・ 負担限度額（月額）＝0円
- ・ 補足給付額（月額）＝58,000円
- ・ 補足給付額（日額）＝1,908円

## Ⅱ 支給決定時に20歳未満の入所者（旧法知的障害者通勤寮入所者除く。）

### （1）【手続き等】

障害者等の申請により、負担上限月額の所得区分に応じて、市町村が認定する。

このため、現在すでに入所している障害者等については、申請を出すように周知することが必要。

なお、18,19歳の障害者については、民法上、保護者に障害者を監護する義務があることを考慮し、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して、決定する。

### （2）【補足給付の対象者】

全ての所得区分の者が対象

### （3）【具体的な認定方法】

- 原則として、負担上限月額の認定の申請と併せて、補足給付の申請を行う。
- 負担上限月額の区分に応じて下記の額を給付。（ただし、実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。）
- 補足給付については、負担限度額と58,000円の差額を補足給付額として確定し、施設において実際に要した費用が58,000円を下回った場合について、補足給付額を減額する取り扱いを取らない。ただし、実際に要した費用以上に補足給付を支払うことがないよう、実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用まで減額して支払うこととする。

#### ①生活保護世帯

補足給付額（月額）＝25,000円\*（その他生活費）＋15,000円\*\*（定率負担相当額）＋58,000円－50,000円（地域で子どもを養育するのに通常要する費用）＝48,000円

補足給付額（日額）＝48,000÷30.4＝1,578.9＝1,579円（1円未満切り上げ）

#### ②低所得1

補足給付額（月額）＝25,000円\*（その他生活費）＋15,000円\*\*（定率負担相当額）＋58,000円－50,000円（地域で子どもを養育するのに通常要する費用）＝48,000円

補足給付額（日額）＝48,000÷30.4＝1,578.9＝1,579円（1円未満切り上げ）

③低所得2

補足給付額（月額）＝25,000円\*（その他生活費）＋15,000円\*\*（定率負担相当額）＋58,000円－50,000円（地域で子どもを養育するのに通常要する費用）＝48,000円

補足給付額（日額）＝48,000円÷30.4＝1,578.9＝1,579円（1円未満切り上げ）

④一般世帯（所得割28万円未満）

補足給付額（月額）＝25,000円\*（その他生活費）＋15,000円\*\*（定率負担相当額）＋58,000円－50,000円（地域で子どもを養育するのに通常要する費用）＝48,000円

補足給付額（日額）＝48,000円÷30.4＝1,578.9＝1,579円（1円未満切り上げ）

⑤一般世帯（所得割28万円以上）

補足給付額（月額）＝25,000円\*＋定率負担額\*\*\*＋58,000円－79,000円（地域で子どもを養育するのに通常要する費用（所得階層ごと））

補足給付額（日額）＝補足給付額（月額）÷30.4（1円未満切り上げ）

\* 18歳未満の場合は、教育費相当分として、25,000円に9,000円加算し、34,000円とする。

\*\* 生活保護、低所得1、低所得2、一般（所得割28万円未満）の世帯の定率負担相当額は日額単価に30.4を乗じたものの1割と15,000円を比べ、いずれか低い額とする。

\*\*\* 定率負担額については、当該利用者に係る単価/日×30.4×0.1により算出

## 第2. 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について

※ 平成18年3月31日社援保発第0331007号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて」を参照されたい。

※ 平成20年7月に向け改正する予定。

## 第3. 高額障害福祉サービス費等について

- 同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減を図る。

### 1 支給額

(1) 世帯における利用者負担額が、高額障害福祉サービス費算定基準額又は高額障害児施設給付費算定基準額(3①~④の額。以下「基準額」という。)を超える場合に、高額障害福祉サービス費又は高額障害児施設給付費(以下「高額障害福祉サービス費等」という。)を支給する。(世帯での負担額が基準額を超えないように支給する。)(注1)

(2) 一人当たりの支給額

- ・ 一人当たり支給額 …… (利用者負担世帯合算額(世帯全体の2①~③の合計額) - 基準額(3①~④の額)) × 支給決定障害者等按分率  
(端数が生じた場合は世帯での負担額が基準額と同額になるよう、適宜割り振って端数を処理するものとする。)
- ・ 支給決定障害者等按分率 = 支給決定障害者等利用者負担合算額(一人当たりの2①~③の負担額) / 利用者負担世帯合算額  
(支給決定障害者等按分率を算定する際には、端数処理しない。)

### 2 合算の対象とする費用

同一世帯に属する者が同一の月に受けたサービスによりかかる①~③の負担額を合算する。

- ① 障害者自立支援法に基づく介護給付費等に係る定率負担額  
(介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費)
- ② 介護保険の利用者負担額  
(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く。)  
ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。
- ③ 児童福祉法に基づく障害児施設給付費に係る定率負担額

### 3 高額障害福祉サービス費等算定基準額(注2)

- ① 市町村民税課税世帯に属する者(一般)
 

…… 37,200円
- ② 市町村民税非課税世帯に属する者(低所得1(③の者を除く), 低所得2)
 

…… 24,600円
- ③ 低所得1のうち、世帯で2①~③の合算額が24,600円に満たないが、個人での合算額が15,000円を超える場合
 

…… 15,000円
- ④ 生活保護世帯
 

…… 0円

(注1)

18歳未満の兄弟で障害児施設に入所している場合など、障害児施設支援を受ける障害児が同一の世帯に複数いる場合の利用者負担額については、施設給付決定保護者は一人であることから、当該保護者について一の負担上限月額が適用される。(高額障害児施設給付費によって償還が行われるものではない。)

また、同一世帯に介護給付費等と障害児施設給付費を受けている者がいる場合には、各法における高額障害福祉サービス費等による償還がなされるものである(いずれかの法律でまとめて償還することはない)。この場合に合算の対象とする費用は、各法による高額費の償還前の利用者負担額であることに留意されたい。

医療部分(食事療養に係る標準負担額を含む。)に係る利用者負担額については、高額障害児施設給付費による償還の対象とならないことに留意されたい。

(注2)

① 世帯見直し対象者は障害者とその配偶者に係る負担額のみを合算する。ただし、住民票上の同一世帯に障害児がいる場合は当該障害者を含めて障害児に係る高額障害福祉サービス費等を算定する。なお、障害児の保護者が障害者である場合は当該障害者及び配偶者のみで障害児に係る高額障害福祉サービス費等を算定することとする。

② それぞれ、生活保護への移行予防措置の適用を受けている者については、当該額とする。

③ 個別減免の適用を受けている者については、個別減免を受けた額を高額障害福祉サービス費等算定基準額とする。

③ 高額障害福祉サービス費等の特例については、以上の他に(1)低所得1の者の特例(3③関係)(2)世帯の特例(3)費用の合計(2②関係)(4)障害児の特例がある。それぞれの取扱いについては42ページ以降を参照のこと。

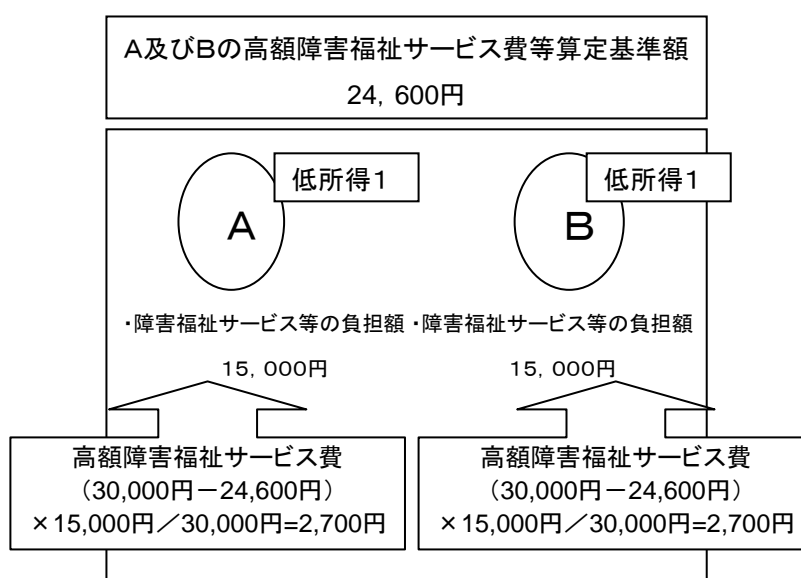
## 1. 高額障害福祉サービス費等の算定の原則

- 同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を基準額まで軽減する。
- 世帯における利用者負担額が、基準額を超える場合に、高額障害福祉サービス費等を支給する。

### <具体例>

低所得1世帯で、それぞれ障害福祉サービスを利用しているA、Bが、それぞれ上限額の15,000円まで利用している場合

※低所得世帯であるため、世帯の基準額は24,600円



(判定) 利用者負担世帯合算額が基準額を上回る場合、給付の対象とする。

利用者負担世帯合算額

$$\cdot \cdot 15,000円 + 15,000円 = 30,000円 > 24,600円$$

→ A、Bともに高額障害福祉サービス費の対象

(算定) 高額障害福祉サービス費はそれぞれの対象者毎に算定する。

Aの高額障害福祉サービス費

$$(利用者負担世帯合算額 - 基準額) \times 支給決定障害者等按分率 = 当該者の高額障害福祉サービス費$$

$$(30,000円 - 24,600円) \times 15,000円 / 30,000円 = \underline{2,700円}$$

Bの高額障害福祉サービス費

$$(30,000円 - 24,600円) \times 15,000円 / 30,000円 = \underline{2,700円}$$

## 2. 高額障害福祉サービス費等の算定の特例

### (1) 低所得1の者の特例

#### (ア) 概要

基準額が24,600円となる者（市町村民税非課税世帯に属する者）のうち、低所得1の者について、按分して、高額障害福祉サービス費等を算定した後の負担額が15,000円を超える場合については、その者の負担額が15,000円となるよう、高額障害福祉サービス費等を増額して支給する。

<計算式>支給決定障害者等利用者負担合算額－15,000円

>原則によって算定された高額障害福祉サービス費等 の場合

高額障害福祉サービス費等の額＝支給決定障害者等利用者負担合算額－15,000円とする。

#### (イ) 事例

##### <ケース1>

市町村民税非課税世帯で、障害福祉サービスを使っているA（低所得1）、B（低所得2）がそれぞれ

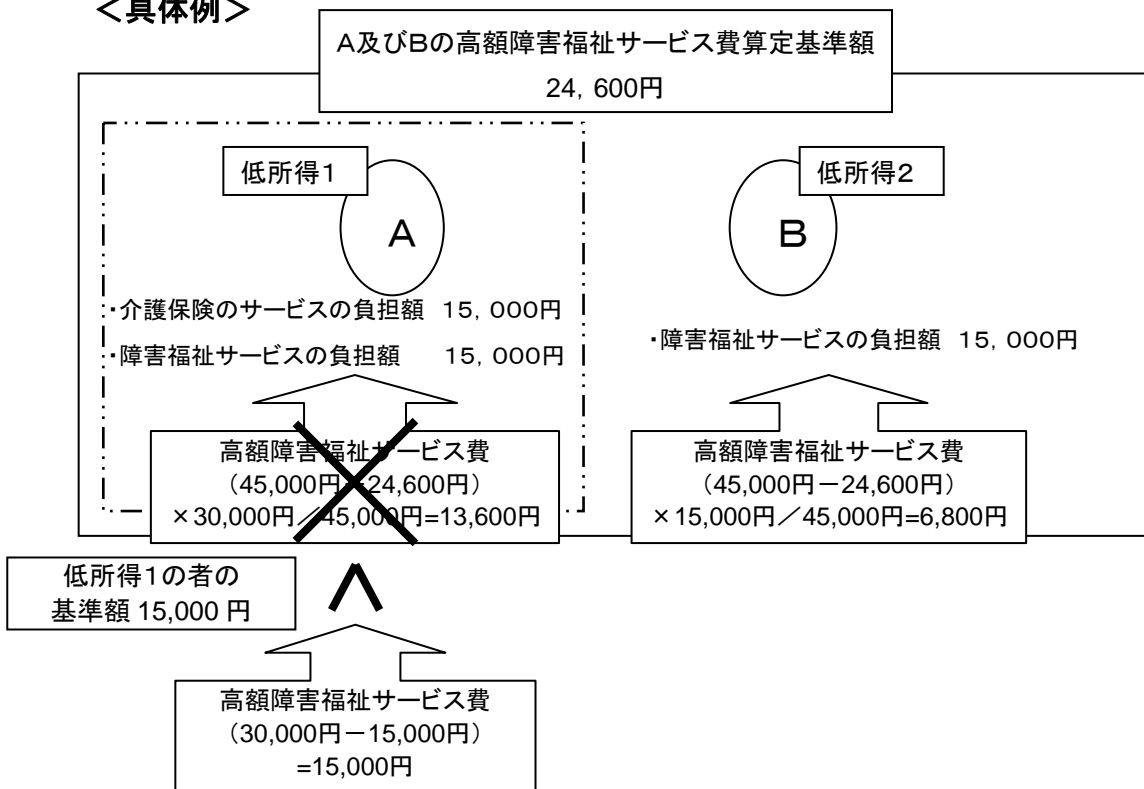
A 障害福祉サービスの利用で15,000円の負担と併せて介護保険のサービスの利用で15,000円の負担、

B 障害福祉サービスの利用で15,000円を負担した場合

・ 世帯の基準額は24,600円

・ A、Bの利用額に応じて、それぞれ按分して高額障害福祉サービス費を支給した結果、低所得1であるAの負担額が15,000円を超える場合には、Aの負担額が15,000円となるよう、高額障害福祉サービス費を増額して支給する。

<具体例>



<具体的な計算例>

Aの高額障害福祉サービス費の額

・  $((15,000円 + 15,000円 + 15,000円) - 24,600) \times \text{支給決定障害者等按分率} \times 1 (0.66 \cdot \cdot) = 13,600円$

(※  $1 \cdot \cdot (15,000円 + 15,000円) / (15,000円 + 15,000円 + 15,000円) = 0.66 \cdot \cdot$ )

ただし、支給決定障害者等利用者負担合算額-15,000円が算定した高額障害福祉サービス費(13,600円)を上回る場合には、高額障害福祉サービス費は、支給決定障害者等利用者負担合算額-15,000円となる。

今回の例の場合は、

15,000円 + 15,000円 (支給決定障害者等利用者負担合算額) - 15,000円 = 15,000円 > 13,600円となり、15,000円の方が、Aに支給される高額障害福祉サービス費を上回ることとなる。(=Aの負担額が15,000円を超えることとなる。)

このため、Aの高額障害福祉サービス費の額を15,000円 (= (15,000円 + 15,000円) - 15,000円) として支給。

Bの高額障害福祉サービス費の額

・  $((15,000円 + 15,000円 + 15,000円) - 24,600) \times \text{支給決定障害者等按分率} \times 2 (0.33 \cdot \cdot) = 6,800円$

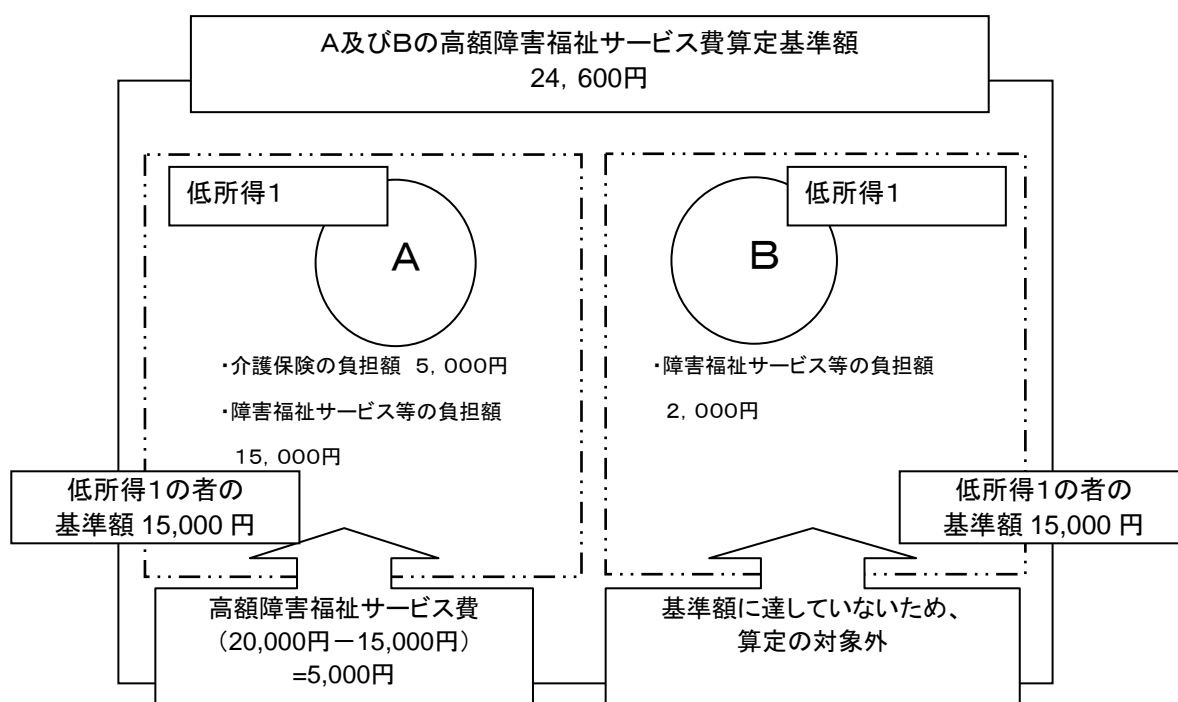
(※  $2 \cdot \cdot (15,000円) / (15,000円 + 15,000円 + 15,000円) = 0.33 \cdot \cdot$ )



<ケース2>

低所得世帯に属するA、B（共に低所得1）がおり、Aは障害福祉サービスと介護保険のサービスを利用し、それぞれ15,000円の負担、Bは障害福祉サービスを利用し、2,000円負担した場合

- ・ 低所得世帯であるため、世帯の基準額は24,600円
- ・ Aは障害福祉サービスと介護保険のサービスを併用しているため、介護保険の負担額は合算対象となる。



**利用者負担世帯合算額**

- ・ 15,000円 + 5,000円 + 2,000円 = 22,000円 < 24,600円

A及びBの負担額を合わせても24,600円に達しないため、原則による高額障害福祉サービス費の算定対象外

**Aの支給決定障害者等利用者負担合算額**

- ・ 5,000円 + 15,000円 = 20,000円 > 15,000円
- 低所得1の者の特例に該当

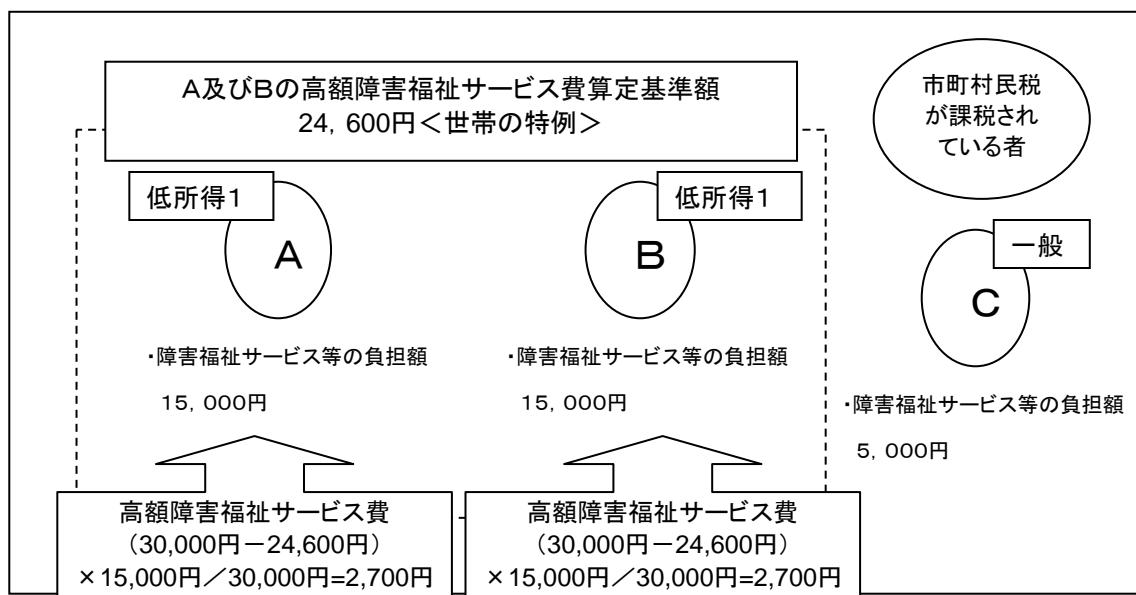
**Bの支給決定障害者等利用者負担額**

- ・ 2,000円 < 15,000円
- 高額障害福祉サービス費の対象外

※通所施設・在宅サービス等軽減がある場合も15,000円が基準額となる。

<ケース3>

同一世帯に、市町村民税課税者がおり、介護保険での基準額は37,200円（市町村民税課税世帯）となるが、障害では世帯見直し対象者であるため、24,600円（市町村民税非課税世帯）となるA、Bと、世帯の特例の適用を受けないC（一般世帯）の場合



(判定) 利用者負担世帯合算額が基準額を上回る場合、給付の対象とする。  
利用者負担世帯合算額（Cは世帯の特例の適用を受けていないため、合算対象外）  
・ ・ 15,000円+15,000円=30,000円>24,600円  
A及びBともに高額障害福祉サービス費の対象（Cは高額の対象外）

(算定) 高額障害福祉サービス費はそれぞれの対象者ごとに算定する。

Aの高額障害福祉サービス費  
(世帯合算額-基準額) × 按分率 = 当該者の高額費  
(30,000円-24,600円) × 15,000円/30,000円 = 2,700円  
Bの高額障害福祉サービス費  
(30,000円-24,600円) × 15,000円/30,000円 = 2,700円

(2) 費用の合算の特例

①介護保険のサービスとの合算

(ア) 概要

住民基本台帳上の同一世帯に、介護保険の利用者がいる場合、その利用者負担額について、その者が障害福祉サービス等を併用している場合に限り、合算対象とする。なお、合算する介護保険のサービスの利用者負担は高額介護サービス費・高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費により償還されたものを除く。

(イ) 事例

<ケース4>

同一世帯に、障害福祉サービスと介護保険を利用するAと介護保険のみ利用するBがいる場合。

低所得2の世帯の場合	A	B
介護保険の 利用者負担額	35,000円 → 17,220円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額	15,000円 → 7,380円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額
障害福祉サービス費の 利用者負担額	24,600円	—
高額障害福祉サービスの 合算後の負担額	24,600円	— (介護保険のみ利用の ため、合算対象外)

Aの負担額が24,600円となるよう、高額障害福祉サービス費を17,220円支給

<具体的な計算方法>

Bは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。

Aの負担額を計算し、上限額から負担額を引いた額が支給される。

その際、介護保険の利用料は高額介護サービス費による償還後の負担額に基づき合算する。

○ Aの負担額

高額介護サービス費による償還後の負担額をもとに合算されるため、合算される額は、17,220円と24,600円の合計額(41,820円)となる。

この負担額を、24,600円の負担となるように、高額障害福祉サービス費を支給するので、高額障害福祉サービス費の額は、

41,820 (=17,220+24,600) - 24,600 = 17,220円となる。

<ケース5>

同一世帯に、障害福祉サービスと介護保険を利用するA、介護保険のみ利用するB及び障害児施設支援を利用するCがいる場合。

低所得2の世帯の場合	A	B	C
介護保険の利用者負担額	35,000円 →17,220円※ ※高額介護サービス費による償還後負担額	15,000円 →7,380円※ ※高額介護サービス費による償還後負担額	—
障害福祉サービス費の利用者負担額	24,600円	—	—
障害児施設給付費の利用者負担額	—	—	24,600円
高額障害福祉サービス等の合算後の負担額	15,489円	— (介護保険のみ利用のため、合算対象外)	9,111円

AとCの負担額が合わせて24,600円となるよう、高額障害福祉サービス費等を支給(A・・・26,331円、C・・・15,489円支給)

<具体的な計算方法>

Bは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。  
AとCの一人当たりの負担額を計算し、上限額から負担額を引いた額が支給される。  
その際、介護保険の利用料は高額介護サービス費による償還後の負担額に基づき合算する。

$$A \quad (66,420 - 24,600) \times (17,220 + 24,600) / (17,220 + 24,600 + 24,600) = 26,331 \text{ (償還額)}$$

$$C \quad (66,420 - 24,600) \times 24,600 / (17,220 + 24,600 + 24,600) = 15,489 \text{ (償還額)}$$

※ 端数処理については世帯での負担額が基準額となるように割り振って調整

## ②介護保険のサービスとの合算の特例

### (ア) 概要

合算の対象とする費用のうち、介護保険に係る負担額については、下記の場合は、特例として、負担額の全部を合算の対象とせず、高額障害福祉サービス費算定基準額までを合算の対象とする。

#### I 生活保護世帯の場合

#### II 利用者負担世帯合算額の対象となる介護保険の負担額が、高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合

- 合算の対象額を引き下げた場合の支給決定障害者等利用者負担合算額（按分して割り振る場合の個人の負担額）を算定する際の介護保険分の額は、下記のとおり計算。
  - ・ 支給決定障害者等利用者負担合算額の対象とする介護保険の負担額  
 = 高額障害福祉サービス費算定基準額まで引き下げられた介護保険分負担額  
 × 支給決定障害者等利用者負担合算額の対象となる介護保険分利用額（引き下げ前）  
 ÷ 利用者負担世帯合算額の対象となる介護保険分利用額（引き下げ前）

### (イ) 事例

#### I 生活保護世帯の場合

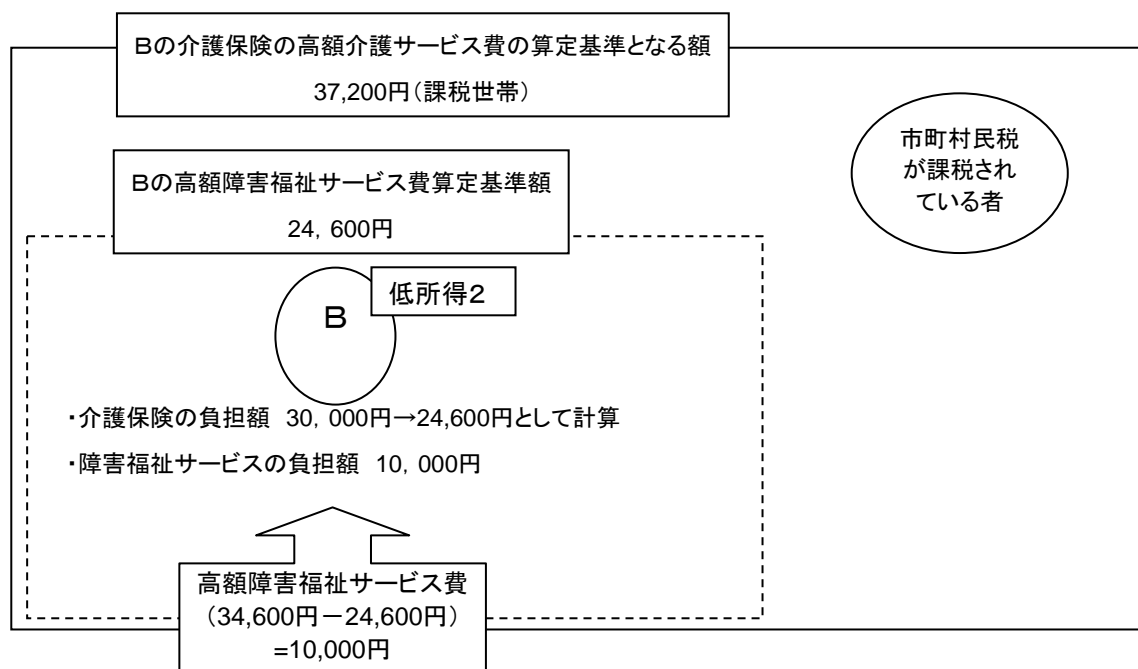
#### <ケース6>

#### 生活保護世帯に属するAの場合

- Aの高額障害福祉サービス費算定基準額・・・0円
- Aの利用者負担世帯合算額 イとロの合計額
  - イ 介護保険・・・10,000円（実際は介護扶助により支給 → 上記特例により、合算の対象とするときは0円に引き下げ）
  - ロ 障害福祉サービス・・・0円（上限額）
- 単純にイとロを合計すると、Aさんの利用者負担世帯合算額は、イ+ロ=10,000円となり、高額障害福祉サービス費として、10,000円償還することとなるが、この場合、特例により合算の対象となる費用のうち、イを0円（高額障害福祉サービス費算定基準額）まで引き下げて、合算する。
- Aさんの利用者負担世帯合算額 イ0円（特例により引き下げた額）+ロ0円 = 0円となり高額障害福祉サービス費の対象外となる。

<ケース7>

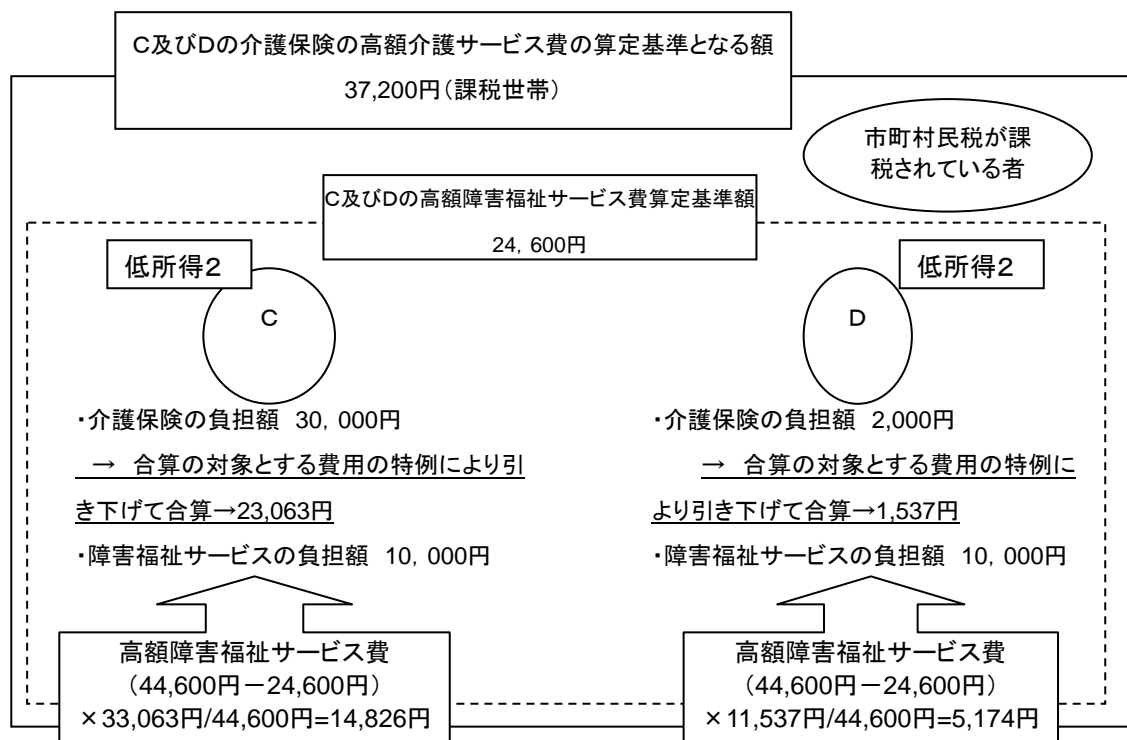
住民基本台帳上の同一世帯に、市町村民税課税者があり、介護保険での基準額は37,200円（市町村民税課税世帯）となるが、障害では24,600円（市町村民税非課税世帯）となるBの場合



- Bの利用者負担世帯合算額 イとロの合計額
  - イ 介護保険・・・30,000円 → 合算の対象とする費用の特例により、合算の対象とするときは、24,600円まで引き下げ
  - ロ 障害福祉サービス・・・10,000円
- この場合、単純にイとロを足し算すると、Bの利用者負担世帯合算額は、イ+ロ=40,000円となり、高額障害福祉サービス費として、40,000円-24,600円=15,400円を償還することとなる。
- ただし、合算の対象とする費用のうち、イの介護保険の利用額が高額障害福祉サービス費算定基準額を超えている(30,000円>24,600円)ため、合算対象とする費用にかかる特例の適用の対象となるので、イの額を24,600円まで引き下げて、合算の対象とする。
- このため、Bの利用者負担世帯合算額は、イ 24,600円(特例により引き下げた額) + ロ10,000円 = 34,600円 となり、高額障害福祉サービス費として、償還する額は、34,600円 - 24,600円 = 10,000円となる。

<ケース8>

住民基本台帳上の同一世帯には、市町村民税課税者があり、介護保険での基準額は37,200円（市町村民税課税世帯）となるが、障害では24,600円（市町村民税非課税世帯）となるC、Dの場合



○ 利用者負担世帯合算額・①及び②の合計額

- 24,600円（合算の対象とする費用の特例により引き下げられた額）+10,000円+10,000=44,600円
- ①30,000円（Cの介護保険の負担額）+2,000円（Dの介護保険の負担額）=32,000円 > 24,600円（高額障害福祉サービス費算定基準額）  
→ 24,600円として算定。
- ②10,000円（Cの障害福祉サービス負担額）+10,000円（Dの障害福祉サービスの負担額）=20,000円

○ この場合、支給決定障害者等利用者負担合算額を算定する際には、介護保険の負担額に係る額については、引き下げた後の額に引き下げる前の介護保険分の支給決定障害者等利用者負担額を引き下げる前の介護保険分の利用者負担世帯合算額で除して得た割合をかけて算出する。

Cの介護保険分にかかる支給決定障害者等利用者負担合算額の算定対象となる額=23,063円  
 ・ ・ ・  $24,600円 \times 30,000円 / (30,000円 + 2,000円)$

Dの介護保険分にかかる支給決定障害者等利用者負担合算額の算定対象となる額=1,537円  
 ・ ・ ・  $24,600円 \times 2,000円 / (30,000円 + 2,000円)$

- Cの高額障害福祉サービス費  $44,600円 - 24,600円 \times 支給決定障害者等按分率 (0.741 \dots) = 14,826円$   
 (Cの支給決定障害者等按分率  $\cdot \cdot (23,063円 + 10,000円) / 44,600 = 0.741 \dots$ )
- Dの高額障害福祉サービス費  $44,600円 - 24,600円 \times 支給決定障害者等按分率 (0.258 \dots) = 5,174円$   
 (Dの支給決定障害者等按分率  $\cdot \cdot (1,537円 + 10,000円) / 44,600 = 0.258 \dots$ )

### (3) 障害児の特例

#### ① 同一の障害児が給付の根拠法が異なるサービスを利用する場合の特例

##### <ア>概要

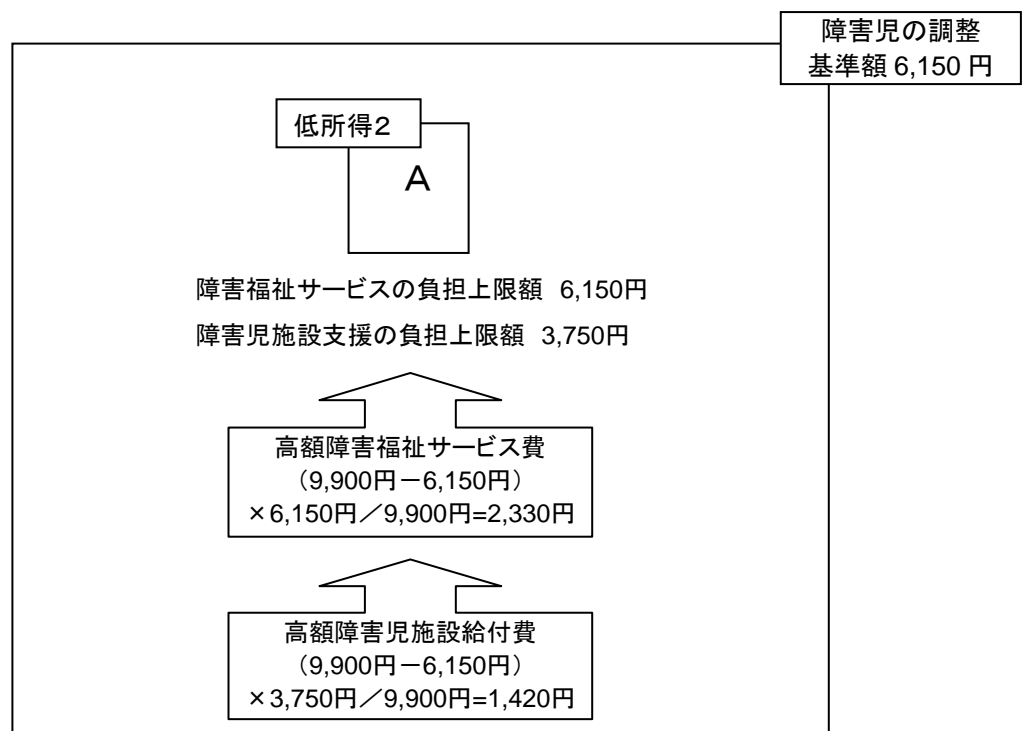
- 給付の根拠法律が異なる場合は、一の負担上限額は設定されないが、同一法による給付と同じ負担とするため、高額障害福祉サービス費等の基準をいずれか高い方とし、障害児の保護者としての利用者負担の合算額のうち、この基準額を超える額を特例的に高額障害福祉サービス費等として給付することとする。

##### <イ>事例

##### <ケース9>

障害児Aがそれぞれ障害者自立支援法、児童福祉法に基づくサービスを利用している場合。

- 複数の障害福祉サービスを利用する場合との公平性の観点から特例として基準額を引き下げ、高額障害福祉サービス費等により償還することとなる。この場合の、高額障害福祉サービス費等の額は、同一の支給決定保護者の利用者負担額の合算額から認定された負担上限額のいずれか高い額（以下「調整基準額」という。）を控除した額とする。





## ② 障害児の兄弟がそれぞれサービスを利用する場合の特例

### <ア>概要

- 同一世帯に障害福祉サービスを利用する障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合は、当該保護者について一の負担上限月額が設定され、実際、当該保護者を通じて複数の障害児の利用者負担額を管理できることから、負担上限月額を超える部分については現物給付の対象としている。

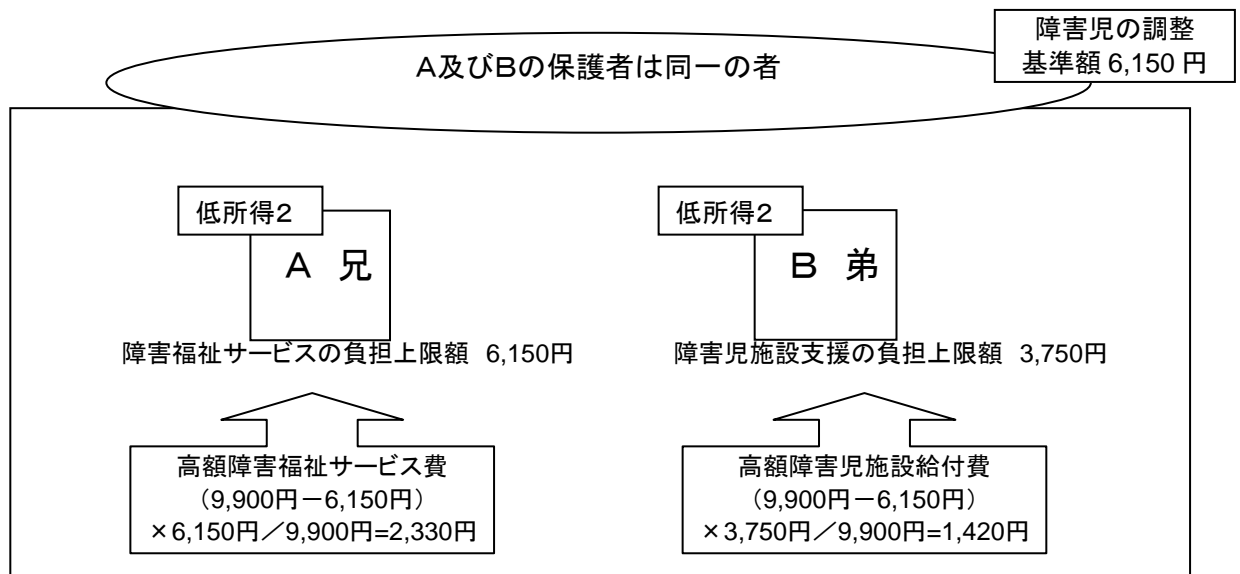
給付の根拠法律が異なる場合は、一の負担上限額は設定されないが、世帯に障害福祉サービスを利用する複数の障害児がいる場合と基本的には同様と位置付けられることから、同一法による給付と同じ負担とするため、高額障害福祉サービス費等の基準をいずれか高い方とし、障害児の保護者としての利用者負担の合算額のうち、この基準額を超える額を特例的に高額障害福祉サービス費等として給付することとする。

### <イ>事例

#### <ケース10>

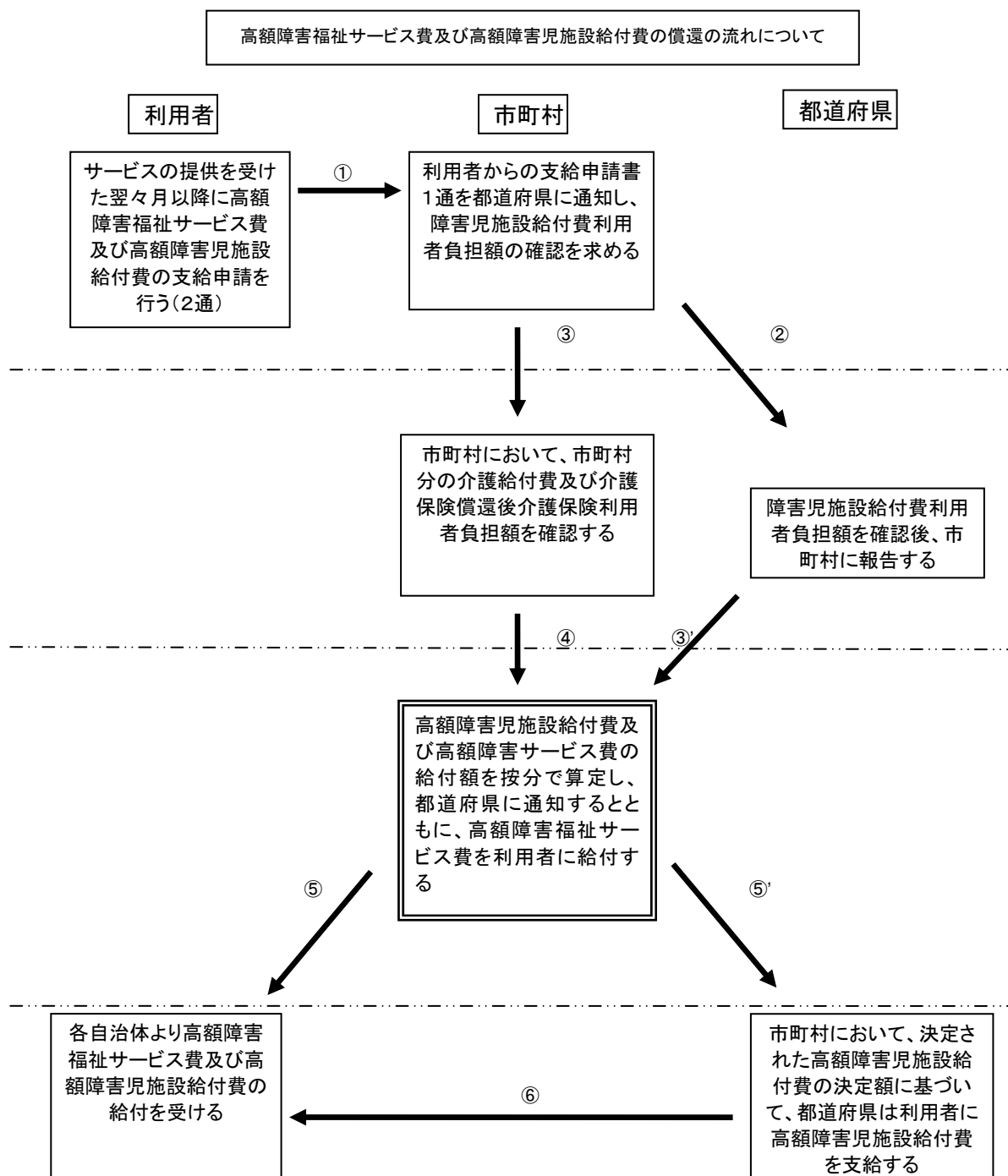
同一世帯に属する障害児A、Bがそれぞれ障害者自立支援法、児童福祉法に基づくサービスを利用し、同一の保護者がその支給決定を受けている場合。

- 世帯に障害福祉サービスを利用する複数の障害児がいる場合との公平性の観点から特例として基準額を引き下げ、高額障害福祉サービス費等により償還することとなる。この場合の、高額障害福祉サービス費等の額は、同一の支給決定保護者の利用者負担額の合算額から調整基準額を控除した額とする。



### 3. 高額障害福祉サービス費等の償還の流れについて

- 高額障害福祉サービス費と高額障害児施設給付費が併給される場合については、事務処理を行う実施主体が市町村と都道府県に分かれることがありうるが、その場合における事務手続きの流れについては、以下を参考とされたい。



なお、高額障害福祉サービス費のみ又は高額障害児施設給付費のみの給付を行う場合は市町村又は都道府県内で手続きが完結するため、高額障害福祉サービス費又は高額障害児施設給付費の支給申請書の受付はそれぞれの実施機関にて行う。

**ご活用下さい！**

# 障害者の働く場に対する 発注促進税制

が創設されました

本税制は、障害者が働く施設などへの発注額が増えた場合に、発注を行った企業に対して法人税等の税制優遇をするものです。





# 目次

・概要	1
・税制優遇対象者	2
・適用期間	2
・割増償却額	3
・対象となる発注先	4
・割増償却の対象となる減価償却資産の例	5
・事務手続きについて	6
・実際の計算例について	7
・障害者が働いている授産施設等の取組例	8

## パンフレットの使い方

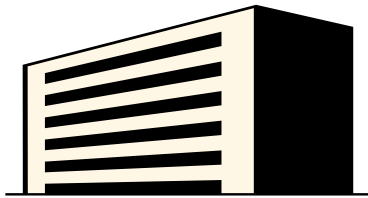
- **企業の方**はこのパンフレットの内容をよく御理解の上、授産施設等に発注するきっかけとして御利用下さい。  
なお、本税制優遇の対象となる発注先などの情報については、お近くの市町村やハローワーク等にお問い合わせください。
- **授産施設等の職員の方**などは、この税制が企業にとってメリットになるものであること踏まえ、このパンフレットを持参し、企業に対して業務開拓を行うなど、積極的に御利用ください。



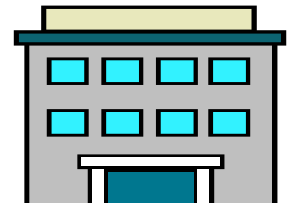
# 概要

○ 障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産(減価償却資産)を割増して償却することができます。(法人税等の軽減です。)

※ 発注には業務を下請けした場合のみならず、自家生産した商品を売買した場合等も含まれます。



企業



障害者が働いている  
授産施設等

税制優遇が  
認められる

授産施設等の障害者の「働く場」に対し、前年度より発注額が増えた場合は、発注元の企業に対し税制優遇(減価償却資産の割増償却)が認められます。

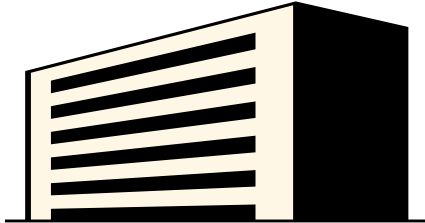




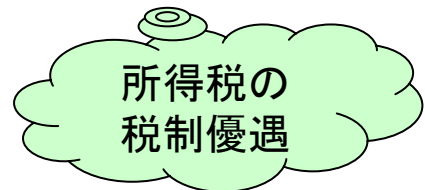
# 税制優遇対象者

○ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。

企業(法人)



個人事業主

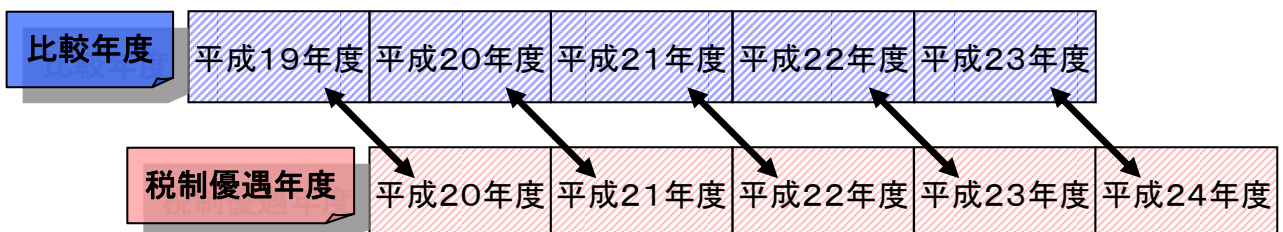


# 適用期間

○ 5年間の時限措置。

- ・ 企業(法人) : 平成20年4月1日～平成25年 3月31日
- ・ 個人事業主 : 平成21年1月1日～平成25年12月31日

【企業(法人)の場合】



平成20年度～平成24年の各年度について、前年度(平成19年度～平成23年度)と比べて、障害者の「働く場」への発注額が増加した場合に、税制優遇が受けられます。

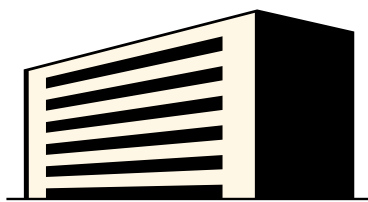


# 割増償却額

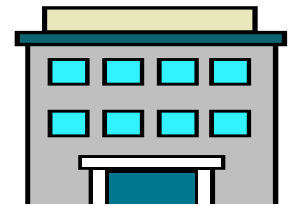
○ 割増して償却される限度額は前年度からの、発注増加額(※)

→ 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となります。

(※)ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度となります。

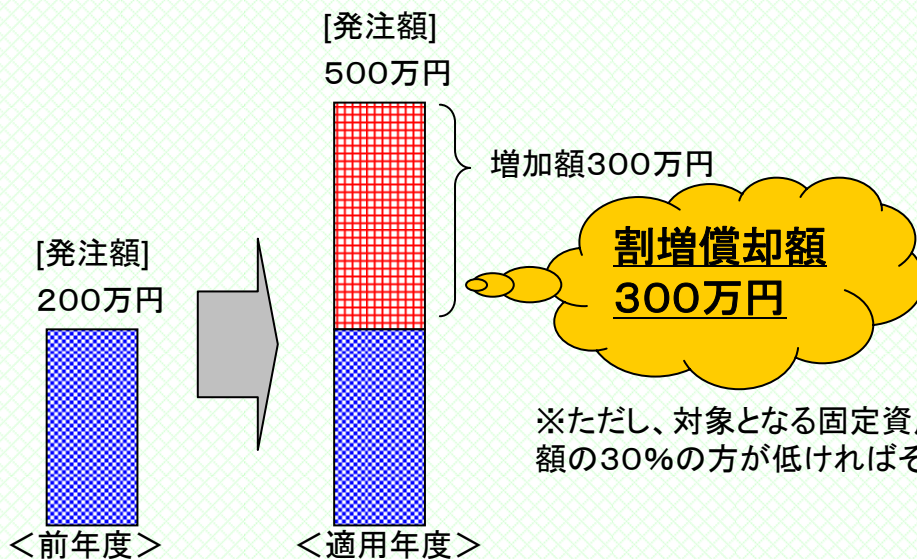


企業



障害者が働いている  
授産施設等

## 実際の割増償却額の例







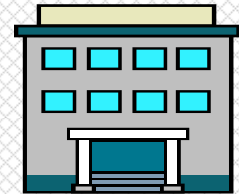
# 対象となる発注先

○ 以下の施設等に発注した場合に、税制優遇の対象となります。

福祉施設

## ◆ 障害者自立支援法に基づく事業所・施設

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所(A型・B型)
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- 地域活動支援センター



## ◆ 旧法※に基づく施設

- 旧法授産施設(身体・知的・精神)
- 旧法福祉工場(身体・知的・精神)

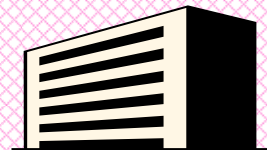


※ 障害者自立支援法による改正前の、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

企業

## ◆ 障害者を多数雇用している企業

- 障害者雇用促進法の特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所(※)



(※)重度障害者多数雇用事業所の要件

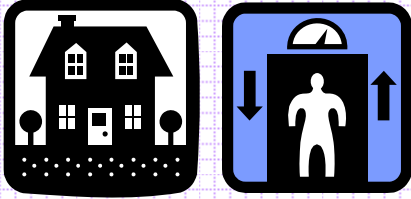
- ①障害者の雇用者数が5人以上
  - ②障害者の割合が従業員の20%以上
  - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- ・ ①から③の全ての要件に該当している旨の公共職業安定所長の証明が必要となります。



# 割増償却の対象となる減価償却資産の例

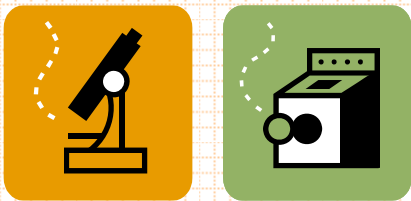
本税制による割増償却の対象となる資産は、現事業年度を含む3年以内に取得した資産に限ります。

## 一年以上の長期保有資産で取得価格20万円以上のもの



### 建物及びその附属設備

(暖冷房設備、照明設備、エレベーターなど)



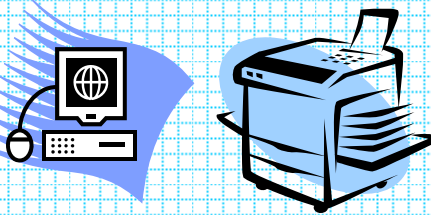
### 機械及び装置

(工作機械、印刷機械、食料製造機械など)



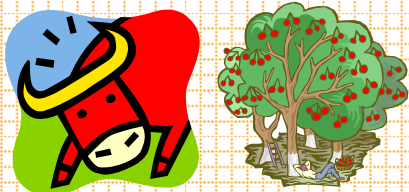
### 車両及び運搬具

(自動車、フォークリフトなど)



### 工具、器具及び備品

(事務机、キャビネット、応接セット、パソコン、コピー機、医療機器など)



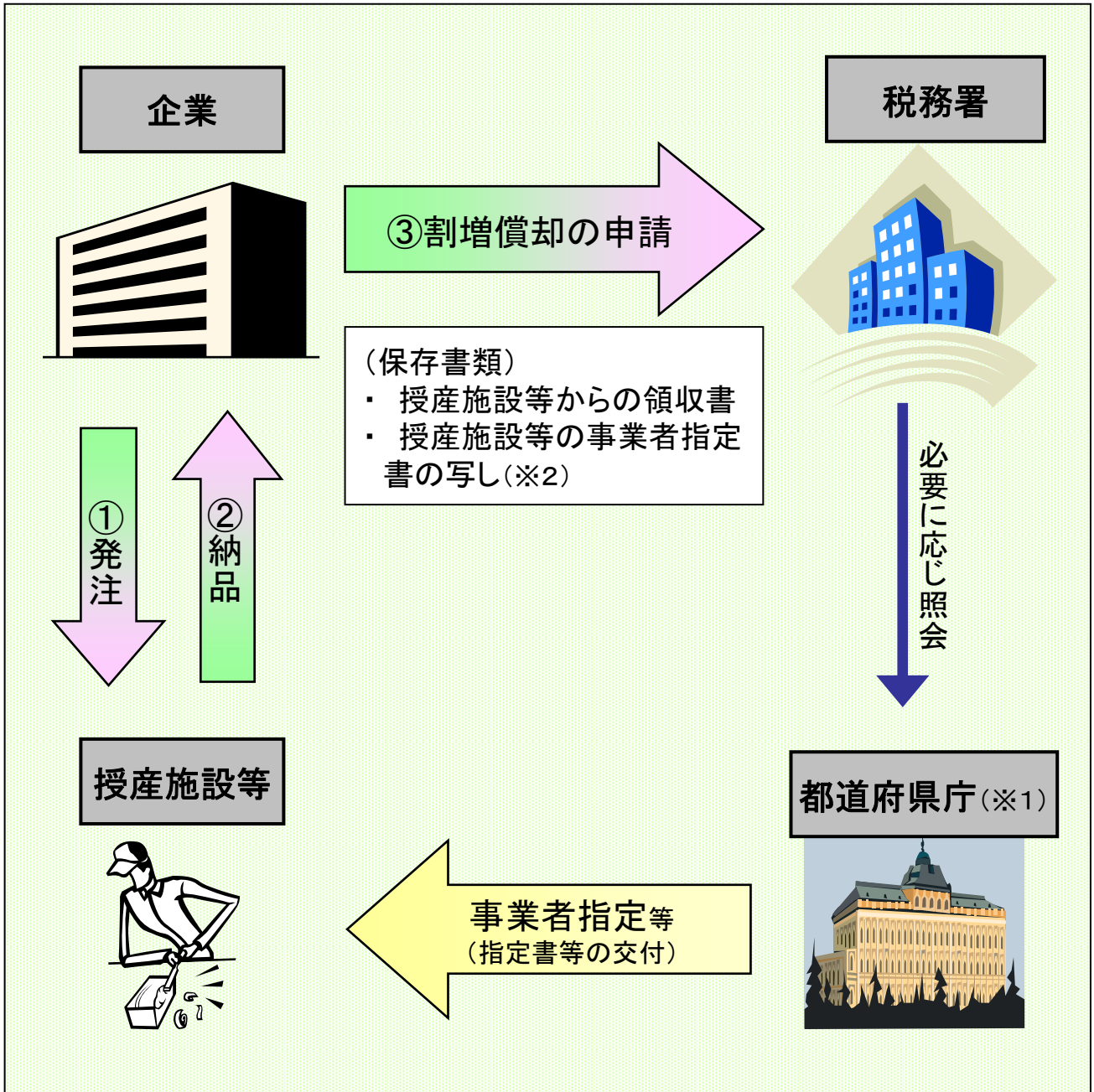
### 生物

(牛、馬、豚、綿羊、山羊、かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹、なし樹、桃樹、いちじく樹、茶樹、オリーブ樹、つばき樹、桑樹など)

※以上は、減価償却資産の例です。この他にも多くの資産が対象となります。



# 事務手続きについて



※1 上記は授産施設等の例です。表中、「授産施設等」が「特例子会社」の場合は「厚生労働省」、「重度障害者多数雇用事業所」の場合は「公共職業安定所」となります。

※2 保存書類は働く場によって以下のものとなります。

- ・ 地域活動支援センターの場合：市町村等の委託契約書や認可通知書の写し等
- ・ 特例子会社の場合：厚生労働大臣等が発行した認定書の写し
- ・ 重度障害者多数雇用事業所の場合：公共職業安定所長が発行する障害者雇用証明の写し



# 実際の計算例について

## 前提条件

### <企業の発注増加額>

- ・ 30万円

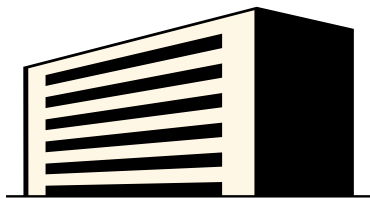
### <企業の所得金額(利益)>

- ・ 600万円※減価償却を計上前の所得金額とする

### <当該年度の減価償却資産取得>

- ・ 車1台を購入(400万円・耐用年数4年のもの)

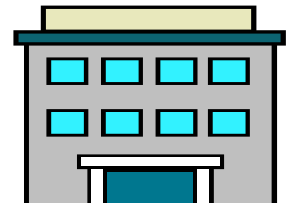
※定額法による1年当たりの減価償却費は100万円



企業

30万円増加

仕事の発注  
物品の購入



障害者が働いている  
授産施設等

## 通常の場合

### <計算式>

$600\text{万円(所得金額)} - 100\text{万円(減価償却費)} = 500\text{万円(課税標準額)}$

$500\text{万円(課税標準額)} \times 30\%(\text{税率}) = 150\text{万円(法人税額)}$

○ **法人税額=150万円**

## 発注促進税制適用の場合

### <計算式>

$600\text{万円(所得金額)} - 130\text{万円(減価償却費)} = 470\text{万円(課税標準額)}$

$470\text{万円(課税標準額)} \times 30\%(\text{税率}) = 141\text{万円(法人税額)}$

○ **法人税額=141万円**

※ 割増償却は、翌年度以降の償却額を前倒して計上するものであるため、翌年度以降の減価償却費は減少することとなります。(直近年度の税額を抑えるというメリットがあります。)

※ 計算式は法人税率を30%と仮定して計算しているため、実際の額とは異なります。



# 障害者が働いている授産施設等の取組例

## 役務提供の例

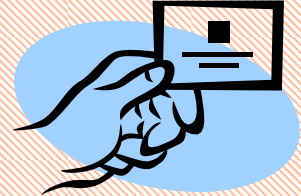
<クリーニング>



<清掃>



<印刷>



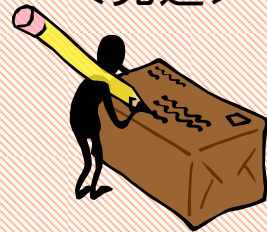
<データ入力>



<包装・組立>



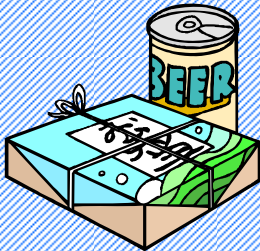
<発送>



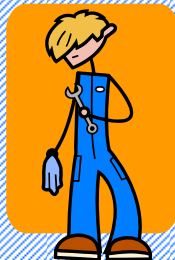
etc...

## 物品販売の例

<弁当>



<作業服>



<部品>



etc...

※ 以上は、役務提供や物品販売の例です。この他にも多くのものを扱っていますので、ぜひ障害者の働く場へ発注してください。

<作成>厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

ホームページ: [www.mhlw.go.jp](http://www.mhlw.go.jp)